Title	合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項:その運用と連邦・州の関係,連邦と企業の問題
Sub Title	The Fourteenth Amendment and the Interstate Commerce Clause. a study of their operations, the intergovernmental relationship, and the Nation-Business problem
Author	山口, 房司(Yamaguchi, Fusashi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1988
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.58, No.1 (1988. 9) ,p.1- 55
JaLC DOI	
Abstract	Civil War marked the close of one great epoch in the U S history, and the beginning of another In the prewar years, chiefly concerning the slavery issue, the nation-state problem was completely dominant for fear that centrifugal forces would tear the nation apart In the postwar years, capitalism took the leading part Capitalism, developing at a rapid but relatively moderate tempo in the prewar years, had been given an enormous accelerating thrust by the war, was now proceeding at a pace that was unexampled in the American history So the nation-state problem of the ante-bellum period was substituted for the new nationbusiness issue in the post-bellum days The primary purpose of the adoption of the War Amendments, especially the Fourteenth Amendment, was undoubtedly to protect and elevate the rights of newly freed negroes to a plane of equality with the white people But the Amendments in their practical operations, giving no power to both Federal and States governments, were carried not to achieve the said purpose, but to guard the, interests of corporations such as railroads, "the first big business" The application of the Fourteenth Amendment marked the practical overthrow of the Congressional ideal within seven years after its adoption The Supreme Court of the U S, by annulling the original purpose of the section one of that article in the two famous cases, reduced the bill of rights to distant potentialities Such being the operation of the Amendment, the so called "Conspiracy Theory" could be nourished among students of the late nineteenth and early twentieth centuries The corporations and trusts now used this newly adopted Amendment, with frequently accompanied by the interstate commerce clause, Art I, Sec 8, c 3 of the U S Constitution, as powerful weapons to promote their interests When the litigations came to the Supreme Court, almost always it helped the corporations expand This trend continued to the Court or the Constitutional Revolution of 1937 Men said that the power of governments, both Federal and
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19880900-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ロ衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

―その運用と連邦・州の関係、連邦と企業の問題

一) はじめに

の目的であったはずの黒人の権利に関わるのは僅かに二的る。これらの修正条項は黒人の市民的権利を確保するために定められたものであるが、少なくとも一時期、その意図するところとは大きく距った方向で運用された。の意図するところとは大きく距った方向で運用された。の意図するところとは大きく距った方向で運用された。中部分である「法の適正手続き」条項の適用対象を調べてみると、次のような数字に出会う。すなわち上記期間内の目修正第一節がらみで合衆国最高裁が審理した総数六の目修正第一節がらみで合衆国最高裁が審理した総数六の目修正第一節がらみで合衆国最高裁が審理した総数六の目修正第一節がらみで合衆国最高裁が審理した総数六の目的であったはずの黒人の権利に関わるのは僅かに二十世紀初頭までに同修正の基本が承担。

山口房可

た」ことを示している。「私利追求、組織化された資本のマグナ・カルタになっ八件に過ぎない(第一表参照)。それは まさに 同修正が

このような事実から、同修正は起草段階から黒人のでた、とするものである。

を是認し始めたことにある。この説は可成りの数の研究代、合衆国最高裁がまさに企業擁護につながる憲法解釈陰謀説の基盤は先の第一表が示すように、一八八〇年

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

第1表 修正第14条により州法からの救済を求めた当事者

連邦最高裁高裁	総 件 数	法人	黒人	個人	連邦最高裁制	総件数	法人	黒人	個人	連邦最高期	総 件 数	法人	黒人	個人
1872	2	1	0	1	1885	7	3	0	4	1898	31	26	0	5
1873	1	О	0	1	1886	4	1	0	3	1899	31	18	2	11
1874	1	0	o	1	1887	12	5	0	7	1900	32	14	0	18
1875	4	1	1	2	1888	8	2	0	6	1901	25	14	0	11
1876	1	1	0	0	1889	10	4	1	5	1902	28	11	3	14
1877	4	1	0	3	1890	13	0	0	13	1903	31	13	2	16
1878	0	0	0	0	1891	12	8	0	4	1904	34	20	0	14
1879	5	0	3	2	1892	10	3	0	7	1905	38	19	1	18
1880	1	0	1	0	1893	15	9	0	6	1906	35	21	1	13
1881	2	0	- 0	2	1894	9	5	1	3	1907	36	19	0	17
1882	4	1	2	1	1895	14	5	4	5	1908	30	15	2	13
1883	5	1	1	3	1896	26	17	0	9	1909	28	20	2	6
1884	5	2	0	3	1897	20	9	1	10	1910	30	23	0	7
総計	•••••	• • • • • • • • •	604	312	28	264								

出典: Charles W. Collins, The Fourteenth Amendment and the States (1974), p. 138.

登場以来、誕生したものである。 グ(Rostoe Conkling)の証言に注目したテイラー論文のどは同修正を起草した両院合同委員会の一員コンクリンと、それに応じた数の批判を提供してきたが、その殆ん

ても、 リズムの傾向を持つプランターやファーマー れた。すなわち同修正は、 争および再建解釈を展開するに当って、次のように扱わ 抱いていたと述べた。 修正第十四条の起草者たちは黒人および白人ユニオニス この証言がひかれたのである。 ビアード て、連邦支配を争った産業資本側の革命の論理的結果と トの保護だけでなく、企業も同様に保護することを心中 して内戦が生起した、とする解釈の一つの基盤として、 一八八二年、合衆国最高裁においてコンクリングは、 この考えをさらに発展的に展開し この証言はビアードが彼の南北戦 地域心情的またはセクショ している。 は後の著におい て 対抗 ナ

にある。ただ彼は「企業問題」が合同委員会の「論議の益を慎重に考慮して工夫されたとの主張を打破する傾向のとしてグレアム論文がある。その他の類似研究と同じのとしてグレアム論文がある。その他の類似研究と同じな批判研究の対象となった。そのような研究の最初のもしかしながら一九三〇年代に入って、陰謀説は徹底的

けて いる。 6 述べている。」 院議員 案のすべてに自然人と同じく法人を支援するという決定 中で附随的に登場した」可能性までは否定してい るため、両者間の結合考察は今も研究課題としてあり続 論文が今日まで「陰謀説」生存の重要な基盤となってい びつきの可能性は示唆されたまま残り、 ある」として、 的意図をすでに準備していたかも知れぬという可能性 すなわち起草に当って中心的な役割を果したビン (John A. Bingham) が、「一八六六年、 同修正提案者と企業との間のこのような結 陰謀説への全般的結論を慎重に限定的に 逆に一面で彼の 彼の草 ガム上 な

衆国最高裁の憲法「解釈」だったからである。の具に転換させたのは、起草者たちの意図ではなく、合図」の忖度ではない。なぜなら修正第十四条を企業擁護図、のけながら 重要 なのは、このような 制定者 の「意

ット判決を除く)のみならず、実体的制約規定として解項が内戦前の手続き的規定概念(ただしドレッド・スコに、法人」が含まれること、第二には法の適正手続き条た。その一つは、同修正によって保護される「人」の中おける解釈の際に、二つの重要なステップが必要であっる修正第一節がそのように変質するには、司法部門に

釈されることを要した。

たが、 (9) 戦後における発展はすでに戦前から保証されていたとし 命 · 護を規定した。 れは合衆国憲法中の最も重要な 規定の一つで あり、 てすこぶる流動的な内容を有するものとされている。 めて死活的かつ自然な部分であったため、この規定の内 したこと、またそれは司法権の自立的拡大にとっても極 しくは財産)擁護は修正第十四条制定以前にすでに存在 は不可侵の権利として生命・自由・幸福の追求を列挙し (第三十九条) 適法手続きの規定は 遠く イギリスの 自由・財産に関する保障を規定している。 合衆国憲法は「幸福の追求」に代えて「財産」 に由来するが、それは幾多の判例(8) この点に注目したラッセルは、 マグナ・ 企業 独立宣言 によ 力 ル € 6 そ 保 生 タ

は今津晃氏の秀れた論考があるが、本稿はこの適法手続体の拘束をうけない権利と思慮されたが、拡張的に営業体の拘束をうけない権利と思慮されたが、拡張的に営業は今津晃氏の高法手続き条項と「市民的自由」との関係で 3 自由をも抱括するに至っている。これらのうち、修正 3 自由をも抱括するに至っている。これらのうち、修正 4 とは元来、正当の事由のない場合には身また「自由」とは元来、正当の事由のない場合には身

それを取扱うのが主眼である。 き条項のいま一つの側面、「財産権保障規定」として の

四

四

容において悪法であったとしても、 手続きにおける正当性の確保を越えて、 制力を持たせることが可能である。 何か、「財産」とは何かの実体的内容が 法的に 論ぜられ 護されるには先ず、 のの「実体的内容」の正当性および合理性を要請するも 面とがある。 ねばならない。 のである。従って「企業」利益がこの手続きによって擁 法の適正な手続きには、 前者においては正式な手続きをふめ、 「自由」(たとえば契約の自由) 手続き的な側面と実体 後者は単に法 それに有効な法的 さらに法その の 的 執 な 行 強 側

た。 おい 約言すれば適法手続きは歴史的、 判に至るまでに大陪審による起訴を要請する権利など、 権利を保障するものであった。 産を奪われる前に、 的制限ではなく、手続き的制限を意味すると解されて の逮捕から保護されること、 内戦前における適法手続きは一般に、 すなわちそれは被疑者がその生命、 て重要な意味を有していた。 この被疑者に対する幾つか これらの諸権利は令状 弁護士をつける権 従って企業の 第一義的に刑法犯罪に 自由、 政府権 の保護 或いは 威 の 実体 13 的 財

解釈は、内戦後に訪れた。のバイブルとなりうるのである。そしてそのような憲法あった。それが実現した時、修正第十四条は始めて実業権、或いは契約など「民法」上の概念を包摂する必要が護されるには、何にもまして適法 手続 き が 財産、既得

的に優勢であった。しかし戦後のような大激動期の伝統に基づく先例拘束力の原則 (stare decisis) の解釈を積み重ねていったのである。
たはそれを排除する」ことによって、 ては、 示することを拒否し、それに意味を「算・・入したり、 題となる条文に対し一貫して如何なる包括的定義をも判 ー首席判事に代表される如く、戦前の最高裁では英米法 釈」のみならず、 ま一つ内戦の前後における大きな変化は、 むしろ当然ともいえる。従って合衆国最高裁は、問、先例を待つ伝統的法理論では対処しえなかったの 裁判の しかし戦後のような大激動期にあっ 「手法」にも生起した。 修正第十四条 憲法 が圧倒 トーニ 解 ま

していた。 この手法は二十世紀に入ってなお、修正第十四条の適 との手法は二十世紀に入ってなお、修正第十四条の適

ことが有用と思われる。描しておく。その際、常に次のような思考の枠組を持つ、それでは内戦後の環境は如何であったかを、以下に素

り、 ならなかった。加えて内戦後の大量の解放奴隷人口の存った新しく複雑な社会的、経済的問題に対処しなければ 在、移民、 世紀農本的共和国のために書かれた一七八七年憲法は、 起した。まさに 万人、そのうちおよそ五〇パーセントが都市に住むとい か。この合衆国憲法は一九〇〇年時点では、 どのような適応能力を持ちどのような適応を迫られたの 内戦後の急激な二大変化 新時代の始まりを告げていた。 に対して、僅かに四○○万人以下の人口を持つ一八 世紀末から世論を二分した帝国主義論争が継 内戦はアメリカ史に 高速度の産業化と都 おける一 人口七〇〇 時期 の 市

のは、 た。 戦火の中から生まれた祖国の激変ぶりに驚愕したが、戦火の中から生まれた祖国の激変ぶりに驚愕したが、(タイン) うな状況下において、 化を感知したのは彼ひとりではない。三権力部門も、 ばしば第四権力である政党も一 激動の内戦中、 かしその規模がどれ程 右記のいずれにとっても不可能であった。 海外にいたH・アダムズは帰国 元来、 その文言の不分明さの故に のものかを正 様に根底的変化を体感 しく認識 このよ する

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

ことになった。 建期と、それ以後のアメリカは右の激変に対応していくとそ採択されたとさえ言われる合衆国憲法を抱えて、再

のいずれからみても、考究の中心となるはずである。 じま十四条は、その内容と以後の運用状況、史的影響力な複雑なコースは、内戦 の 直接的所産 である いわゆる な複雑なコースは、内戦 の 直接的所産 である いわゆる が かったのは、むしろ当然であろう。しかしそのよう らなかったのは、むしろ当然であろう。しかしそのよう

画の中心をなした修正第十四条が、 心があったことを示した。しかし皮肉にも、 それらを生みだした権力部門 四条解釈の変遷、 シフトを設定したのである。 する十全な権利の確保を追求した一連の諸法は、 共和党急進派計画の勝利であり、 減光させる程に際立っていた。この国会優勢はすなわち 南北戦争直後、国会の優位は合衆国司法部門の役割を 就中、修正第十四条の制定であった。解放黒人に対 優位にたった司法部門と、 その際、 同時に論じられ 以下、 国会に合衆国権 該計画の中核は憲法修 それによる修正第十 そのようなシフトを 権力の司法部門への 続 この再建 け 同時に た 力の重

注

- (-) Charles W. Collins, The Fourteenth Amendment and the States (1974), pp. 113, 114.
- $\frac{2}{2}$ それ故、陰謀説は右のティラーの論文を始めとすると解 等を精査した Horace E. Flack, The Adoption of the American Constitution (1911), pp. 354-355. (1898, 1970 ed.), Amendment to the Constitution of the United States からの観測、 して差支えない。同修正採択時の状況についての法曹界 きると意識していたか否かについては言及していない。 Fourteenth Amendment (1908). があるが、 の書に先立って、合同委員会のジャーナル、当時の新聞 「法人」が修正第十四条第一節から利益を得ることがで Hannis Taylor, The Origin and Growth of the Lectures 叙述については次をみよ。 Lecture I: "Of the History of the nothe Fourteenth Article of William D. なおこ 同書は

Fourteenth Amendment," pp. 1-32, esp. pp. 5-14.

- 3 後は独占を生みだした産業資本主義に厳しい批判を投げ can Civilization (4 vols., 1927-1942), II, pp. 112-114. ビアードの歴史観は、内戦前はプランターに、戦 C. A. Beard and M. R. Beard, The Rise of Ameri-
- (ᠳ) Howard J. Graham, "The 'Conspiracy Theory' of pp. 19-82; Andrew C. McLaughlin, "The Court, the University Law Quarterly Review, XVI (1938), Corporation, and Conkling," American Historical about the Fourteenth Amendment," New York 要である。 Louis B. Boudin, "Truth and Fiction 1938), pp. 171-194. グレアム論文以外に次の二つが重 the Fourteenth Amendment," Yale Law Journal, Review, XLVI (1940), pp. 45-63. XLVII (Jan., 1938), pp. 371-403 and XLVIII (Dec.,
- 5 傍点引用者、側線部分原著者。 Graham, "'Conspiracy Theory'," XLVIII, p. 187.
- 6 p. 603. この際、いわゆる「あと知恵」によって、生じ spiracy Theory' of the Fourteenth Amendment," Mississippi Valley Historical Review, XLI (1955), て予見可能であったかのように錯覚する時、歴史におけ た結果から意図を推しはかり、恰かも生じた結果がすべ James F. S. Russell, "The Railroads in the 'Con-

る陰課説が生れるのが一般である。この点とくに留意し ておきたい。

- (r) Bernard Schwartz, A Basic History of the Supreme Court (1979), p. 44.
- (8) 田中秀央「羅和対訳マグナ・カルタ」(京都女子大学) 昭和三十五年、九二―九五頁。なお同書は英語、 テキストも併せて解説を試みている。
- (Φ) Russell, "Railroads," p. 602
- 10 昭和五十六年、緒論〃試練にたつアメリカ市民的自由 建国後の一世紀間における―《(今津担当)。 今津晃編著「第一次大戦下の アメリカ」(柳原書店)
- (1) Alfred H. Kelly and Winfred A. Harbison, The American Constitution. Its Origins and Development (1976), p. 473
- (2) Judith A. Baer, Equality under the Constitution Reclaiming the Fourteenth Amendment (1983), p.
- (3) Idid., p. 20.
- (4) Kelly and Harbison, op. cit., p. 492; Collins op. cit, p. 112.
- (5) Moyer v. Peabody, 212 U.S. 84 (1909); Collins, op. cit., p. 114. 傍点引用者。
- 16 発展は認識されていたが、周知のように一八五〇年代に 勿論、内戦前から可成りの速度の産業化、資本主義の

史

出していた奴隷制論争が、その象を隠蔽する乍用な

突出していた奴隷制論争が、その像を隠蔽する作用を働いた。Robert G. McCloskey, The American Supreme Court (1962), p. 102. そして内戦後、合衆国は初めて資本主義の諸問題に本格的に直面したのである。 Andrew C. McLaughlin, A Constitutional History of the United States (1963), p. 720.

(17) McCloskey, op. cit., p. 101.

一) 新しい憲政的環境

か。 がのは大統領であるか、連邦議会の権限の下にである に、解放奴隷の地位と十一の旧南部連合諸州の復帰を 叛乱をおこした諸州は合法的政府を持ちうるか否か。第 次の二点に絞ることができる。第一は、合衆国に対して 共和党急進派の再建計画を幾らか大胆に要約すれば、

基本的な二大支柱であった。 は、戦中に過度に強大化された大統領権限によってではは、戦中に過度に強大化された大統領権限によってではは「自殺した地域」(C・サムナー)であった。また そよれば、南部 は「被征服地」(T・スティヴンス) また 基本的な二大支柱であった。急進派の代表的意見に

権限に基づいた上で部分的な解放をなしたものを、あら約束した。それはリンカーンが軍の最高司令官としての三条は、内戦目的の一つである奴隷解放を明文によって三条は、内戦目的の一つである奴隷解放を明文によってちだされた。終幕を迎えてはいたが、依然交戦中の一八ちだって国会による解放奴隷への施策は極めて迅速に打

ハヘハし

歴史的事件であった。 その意味でもそれは、まさにえられることはなかった。その意味でもそれは、まさに後合衆国憲法には一九一三年修正第十六条まで改変が加後合衆国憲法には一九一三年修正第十二条が合衆国憲法におった。この憲法修正は、修正第十二条が合衆国憲法にためて国会が全土にわたり奴隷制を追放する旨の確約で

四月九日、 法は、これまた大統領の拒否権を乗りこえて一八六六年 に挿入された。 として起草されたが、 民権法の合憲性についての疑念を払うという理由を一因 を定めた最も重要な合衆国憲法修正第十四条は、 れた側面は有するものの、 ドレッド・スコット判決の原理をくつがえす必要に迫ら 会提案は早くも同年二月十九日になされていた。 八六六年七月十六日まで延引したが、 ョンソン大統領の拒否権発動によって、法制化は 国会を通過した。市民権や、法の平等保護等 この市民権法の規定は同修正の中 黒人の市民権を認めた市民権 新解放奴隷法の国 さらに 右の市

実上」終了していたのである。「すべての」終了 は、程(一八七五年)が通過した時、急進派の再建計画は「事形で制定され、さらに国会主導 による 最後 の 市民権法一方、修正第十五条は原案からみれば全く弱体化した

属化をもってその幕をおろした。 (3) 軍撤退、白人南部デモクラットの権力回復、黒人の再隷なく、R・ヘイズを大統領職に、そして南部からの連邦

間 こそ、 期と言ってさしつかえない。この指摘には再建諸法と、的に持った人種主義との間のギャップを埋めおわったは 戦争による諸修正 れらを「一つのユニット」として見た場合、 従って同修正は再建諸法を含めた、より広い文脈の中で いとしても、 思える。先ず市民権法を 始めと する いわゆる 再建諸法 等保護への国会のコミットメントは、 な接近法がみてとれる。 の市民権法の通過で頂点を迎えたまさにきっかりの十年 に修正第十三条が採択された時を始めとし、一八七五年 と、修正第十四条第一節の持つ三項目は全くとはいえな 続いた。それを長期と見るか否かでは意見は分れよう。 ン は、 クしているとする認識 ただ大方の史家の間に一致している解釈は次のように 再建の諸約束は守られなかった。黒人の市民権、法の平 一層有意義に研究できる、とするものである。そ 独立宣言 殆んど同じ自然権の保護に言及している。 (の理想)と、合衆国憲法が巧みに黙示 (修正第十三—十五条)とは全的 کر 修正第十四条研究 ともかく十年間 一八六五年 の た時 確

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

致点」 の補強を招来したのである。このよって強い危惧がまさって修正第十四条、 ン大統領の拒否権によって暗礁に乗りあげたまま、それ 十四条が準備されていたその間に、 で足りるか否か」についての懸念の強弱であった。 律制定計画を支えるためには、 かの疑念も抱いていなかったと観ることであって、 十二分に正当化されるであろう。 を乗りきっていなかった事情を読みとれば、 さらに 致があるとすれば、それは「この長期を見通 は 「諸事実に鑑みて、 制定者たちがこれら諸法の合憲性にはい くだらぬ異論を許さな このような認識 修正第十三条の能力だけ 市民権法がジョンソ さらには同十五条 それだけで は、 修正 した法 そし もし ささ () 第

は 開き、その一方で憲法修正草案を準備すること。 ける解放奴隷の現況につき、 一つの課題を達成する必要があった。 しつつ、 であった。 権限を与えすぎるとの懸念から発する―をどう鎮める 従って修正第十四条を起草すべき両院合同委員会は、 ウト 大統領の拒否権を如何にして封じこめうるかに 国会における共和党穏健 ライ そのため については… 「修正第十四条採択物語の大雑把 それを知るための聴聞会を 般 派の異議―国会に 的な知識がすでに与 第一は、 南部にお その二 過 配慮 度

ため、若干の略史は有用であろう。ての様々な解釈を司法部門に許した)の事情を理解する服、ないしはその故の妥協(それが後日、同修正につい服、ないしはその故の妥協(それが後日、同修正についえられているとされている」ものの、右に述べた障碍克

違が認められる。 (12) ー、トランブルの間には各節の力点のかけ方に微妙な相 規定したにとどまる」と言える。ただ同修正であり、その他は南北戦争に伴なう「一種の わたって リード さから見て、 法技術論的角度と、 修正第十四条の最も重要な部 したビンガム、 以後合衆国に与えた影響度 スティ ただ同修正起草全般 ヴンス、 分は同 経過 措 サ 0 第 置 大 ナ を K

があったし、 ることを証明しつつあった中国 ニア れに帰化した者」の文言が挿入された。 たが、 は特定されな には穏健な抵抗があった。 意図は推進役を務めたビンガム上院議員 もよく見出しうる。 最終的成文を得るのに多くの変化をみたが、 州 同第一節には「合衆国に 17 おいてすでにアメリカには同じ ンシ 程度 K ル ビンガム案の積極的表現は修 おい ヴァニア なぜなら同節が、 て、 州で おいて出生し、 人にも適用され イン デ のジプシ 化不能 1 この条文の採択 のコメン アンも念頭 Ì の分子 カリフ またはこ る可能: そ さら 正 卜 0) であ 才 さ 17 制 最 17 お ル 定

かれていたと思われたからである。 (ii)

見られるのである。 論争の間 民権とは何かを定義する問題であった。これらをめぐる 州または連邦管轄 同節に 使の際に、 には、 おい 内戦 誰が市民たることを決定するか、 権のいずれに帰属するかの問題と、 より一層重要と思慮された点は、 前の連邦権威対州主権の残照が垣間 それ 管轄 市 は

人の生得の権利を保護することである」。かくつって削減されたり否定されたりすることから、 和国 してこの管轄下にあって叙上の権利が州の違憲の法によ 権限のことである。 った権限を、 が従来持たなかった権限、 あろう。それは何か? 欠陥はここに提案された修正条項によって埋められるで 人民に対し、合衆国憲法に明言された権威により、 て、ビンガムは同第一節を次のように正当化している。 のことながら念頭におかれた。 「今日まで我が国の憲法には欠陥があった。 急進派としては、 のすべての人民と、 国会の立法によって果すという人民に宿る すなわち国家の法によって、この共 国会の権限を高く持することが当然 それは人民、合衆国のすべての 彼らの特権を保護すること、 持とうと試みさえもされ これらのことを一 かくて 彼が しかしその すべての なか 国会 括し そ 心

中抱いたのは、黒人だけでなくすべての人に対する、し中抱いたのは、黒人だけでなくすべての「人」の中に、やがて企業に対し「法人」格を与べての「人」の中に、やがて企業に対し「法人」格を与べての「人」の中に、やがて企業に対して法人」というになった。ビンガルも国会による市民権、法の平等保護であった。ビンガロなった。

た第一 のは、 ンスが最重視したところである。その理由は次同第二節は下院における急進派のリーダー、 直 十五条が附加され 後にさらに黒人投票権 あった。ただ本節だけでは非効率的と考えられたため、 部諸州に対して、普通選挙を行なうよう強いた条項でも 隷主権力闘争 る旨を規定しているが、 ンディアンを除き各々の人口に応じ下院議員数を割当て 絞られる。 またそれは黒人に参政権を与えることを望まなかっ (合衆国憲法第一条第二節三項)を廃棄したものである。 的 節よりも、 これが政治家としての議員たち自らの選挙生命に 15 関わる議員定数を扱っていたからである。 すなわち本節は、 ٥ ص 中核であった、 本節により多くの審議時間が費された た。 後年、 への法的保障を与えるため それは戦前、 最重要であることを自 各州に対し課税され () その理由は次の二つに わゆる 五分の三条項 奴隷制嫌悪 スティ 修 な た南 反奴 ヴ 1

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

史

五節は、 は手続きを定めたものである。 第一節を除く残りすべては、戦後における経過措置また が所有するとしている。 会議員、 合として負担した債務は無効である旨を定めている。 第三節は、 合衆国の 文武の官職につくことを禁じており、 本修正実施の権限は「適当な立法」により国会 国債はすべて有効と認める一方で、 南部連合に加担または援助した者が連邦議 以上のように、 いずれにしても 南部連 第四 第 節

協を表わしている。共和党急進派勢力が修正第十四条と同第十五条の文言は、 五月三十一日, させえたことにうかがえる。最初の施行法は一八七〇年 いたことは、両修正の執行に必要な強 めたとはいえ、 (日に通過した。(16) :通過した。 (エン 節に述べられたすべての条項の励行を求めた過激な クラックス・クラン法として知られる修正第十四条 なお国会では可成りの支配権を維持 、これを補完する法が一 ついで一八七一年四月二十日、 共和党急進派勢力がかげりを見せ始 八七一年二月二十 制 諸 国会における妥 法, 通常ク を通過 して

は党内で進んでいた。一八七四年の諸選挙で共和党は下証する自由共和党運動がすでに反動として一八七二年にしかしこの期間中に、急進派の退潮傾向と、それを実

審議が行なわれていた。「私の法案」と呼んで、最後の情熱を傾けた市民権法の流は変ったのである。このような状況の中でサムナーが院の支配権を失ない、上院での優位も大幅に減じた。潮

るが、 てはなりません」。つまり廃案となる 惧れさえ あった権法案――の面倒をみねばなりません。決して廃案に 力をあげ、 なった同右市民権法は、 過 である。 の市民権法の未来と、急進派の凋落、 ことであった。 指導下で国会制定法になったのは一八七五年三月一日 なかった。 る。「貴官が この 市民権法案 しての修正第十四条第一 ア上院議員 に提案されていた。 したが、 急進派が手がけた修正第十四条施行の「最後の法」 遂にそれが陽の目をみるに会わずに死去した。 彼の死後およそ二か月を経て同法案は上院を通 時には眼に涙してその通過を願ったと言わ 同法案がバトラー (Georg F. Hoar, Mass.) への遺言が、 休会前までに下院で投票にかけられることは サムナーは幾度もこの法案擁護に 節の運命を判然と予測 およそ五年間も様々な形で国 (Benjamin F. Butler) © 私の法案 黒人市民権擁護 この市 して たの لح 全 0 ホ れ ح

その間、右に述べた自由共和党運動の他に、国会外で

正第十四条適用第一号となったことである。 にと至った合衆国最高裁の憲法解釈である。 グレンジャ 日ごろから認められるグレンジャー運動であり、 二つの大きな動きがあった。一つは一八六七年十二月四 八七三年の屠殺場事件(Slaughterhouse 1 事件として一八七七年マン対イリノ Cases) 他 の 一 イ 連の が修 つは 判決

えたのである。 なんのである。 なんのである なんのである。 えな 六六年はおよそ右のようであっ がて発揮することになる合衆国最高 六月十六日、 であるー 最高裁判事は、 民的自由から「独占」の問題へと移行していたのである。 の主たる関心事 た。このように早くも一八七〇年代後半において、合衆国 でなく、 両判決とも周知のように、 かっ 最高裁が新し 合衆国最高裁の側 独占がらみの事件につき判示されたものであっ た。 —一八六六年二月十九日、 すなわち同年は次のような事態をみたから 合同十五人委員会による修正第十四条の立 市民権法、 権力三部門の中で抜 一八六六年にはその変化に気づかざるを い憲政的環境に直面したのは何時か。 修正第十四条の運用対象は黒人の市 そして同年秋に国会選挙を迎 から見れば事態はどう映じた 黒人の市民権に関わるもの た。 尚裁が、当面した一 (a) 扱んでた影響力を、 新解放奴隷局法案、 した一八 P

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

りがたかっ 奉仕すること大と観ずべきか。 放任主義下におくことによって、 るために政府権限を行使すべきか。 よび集団の福祉を害する可能性があり、 べきか否かが問われ始めた。 の成長とともに、 にまでか、 コントロールすべきか否か、 内戦前、 が問わ 圧倒的 た資本主義が、 政府の れた。 な奴隷制 権限はこの巨 表舞台に登場した。 問題の背後に 抑制せずに もしなすとすればどの 約言すれば、 却ってアメリカ社会に 逆にこの巨人を自 人の お その害を軽 隠れて視界に けば、 抑制に 資本主義を 資本主義 使 個 減す 程 わ 人 お

割は、 て、それがユニオン存続への障碍てなりましないから番(22) 威によって制定された人身自由法との抵触がたずねられ 利がそれを解決した。 知れぬ怖 の法廷は、 理したのである。 チ たとえば内戦前「連邦」法たる逃亡奴隷法に対し自由州: 州関係であり、 過去における合衆国最高裁の圧倒的関心事は、 それがユニオン存続 スが ユニオンの維持であっ れ 遠心的 を常に 「破壊しえざる諸州により構成され 国会制定法の合憲性を審理 勢力 つまり最高裁による再審理の 心に抱 そのことは一八六九年、 (州主権論) 7 ^ て審理を行なった。(33) の障碍になりは た。 マ 1 が合衆国を割る シャルとト L する場合は、 ない 北部の た破 重大な役 首席判 1 か 連 <u>:</u> | ~と審 か 邦

史

は一応の落着をみたといえる。れざるユニオン」と高らかに判示した時、連邦=州関係れざるユニオン」と高らかに判示した時、連邦=州関係

スの上 連邦構成組織間 の場に登場してきたという意味で、 的」には、それよりも一層大きな問題、 おいては最早やユニオンの存続を地域間の危うい 最高裁の再審の場では、 消滅する性質の 掃された訳では へと重心を移行しつつあったと考えてよい。 ただ に置くといった条件は消滅したこと、 この内戦と右の判決によって前 ない。 ものではないからである。 の問題は、 なぜなら連邦共和国 この問題は 理論的にも現実的に 連邦=企業の 「絶対的」な意味に 述の 経済統制 関係問 にお しかし合衆国 また も決して 6) F 関 バラン が政治 「相対 題 係如 は が

も常に、国家体制との絡みで論ぜられた。 連邦共和国にあっては、社会的・経済的問題を扱う時に、それを併せ審理することがしばしばであった。このだ訳ではなく、合衆国最高裁諸判事 は 経済問題 と 同時だ訳ではなり、合衆国最高裁諸判事 は 経済問題 と 同時

八九年―一八六五年)を連邦=州関係問題、終戦から憲公分している。合衆国憲法制定から内戦終了まで(一七.革命もしくは裁判所革命までの期間を通例、次のように憲政史の上では、建国から一九三七年のいわゆる憲法

存 擁護的であったのも事実である。 らみで扱った事件 が示したように、 係を中心に、 る分類である。 法革命まで(一八六五年―一 ったことは否定できない。 というより両者の密着はあるものの、 最高裁がそれら諸関係を審理してきたとす 勿論、 内戦後に最高裁が特に修正 が圧倒的 すでに述べたように、 に経済 加えて最高裁の諸判決が企業 九三七年) \parallel 企業の を連 独占」 第十四 前 両関係 邦 掲第一表 対企業関 であ Ö

両者を、 係をどう併考したかである。 的であったか否か、 問題はそれを越えて次のように論ぜられるべきである。 説 断 である。 ければならない。既述したビアードを頂点とする 偏愛ありとせばその性格と度合はどうであっ 一八六五年—一 友好的憲法解釈論の出現を強調している。 者関係をあげて、 し行動 しかしこのような事実指摘は、 」が、修正第十四条=合衆国最高裁=既得権的富との三 戦後の新しい環境と価 さらに言えば、 たかその役割をたずねることである。 九三七年の合衆国最高裁はビジネス友好 再建期から世紀交代期に つまり陰謀説の当否確認ではなく、 合衆国最高裁は連邦と州 約言すれば、 値観 実は分析 にてらして、 最高裁は それ故 かけての の たか 出発点で どう判 の検討 との 「陰謀 企業 右 この な

以上の問に答える際、内戦後から憲法革命までの期を る。 以上の問に答える際、内戦後から憲法革命までの期を る。

注

- (1) 勿論一八六八年修正第十四条、一八七〇年同十五条が らして一括し考察すべきものとして修正第十三条以後、 らして一括し考察すべきものとして修正第十三条以後、 った。Cf. Carl B. Swisher, American Constitusional Development (1978), p. 329.
- (α) Collins, op. cit., pp. 18-19.
- (α) Richard Klugar, Simple Justice (1975), pp. 61-62.
- (숙) Jacobus Ten Broek, *Equal under Law* (1965), pp 35-36.
- (15) Klugar, op. cit., p. 627.
- (ω) Ten Broek, op. cit., p. 201.
- シシッピ州に始まった南部諸州の"Black Codes"出現(7) それは言うまでもなく、一八六五年十一月二十四日ミ

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

ざらら。をみて、黒人の現時点および将来の地位を認識するため

- いる次の書をみよ。Swisher, op. cit., p. 330. Flack, op. cit. をあげて「共通の知識」があるとしての。 たとえば 早く も 今世紀 初め (一九○八年) に出た
- (1) Baer, op. cit., p. 78.
- (1) 36 Congressional Globe 2890-2897; Swisher, op. cit., p. 333.
- (2) 44 Congressional Globe, Appendix 84; Swisher,

op. cit., p. 332.

"Truth and Fiction," p. 19; Graham, "'Conspiracy Theory'," p. 371. それに対する批判としては Mc-Laughlin, "Court, Corporation and Conkling," pp. 45-63. があり、具体的な鉄道会社をとりあげて制定者の「陰謀」を否定したのは Russell, "Railroads," pp. 601-622.である。また修正第十四条全体を通じて、文言が特定的でなく一般的であったことの指摘は次をみよ。Schwartz, op. cit., p. 43; John Agresto, review of Raoul Berger, Government by Judiciary, in Ameri-

一五(一五)

- 14 36 Congressional Globe 2459; Swisher, op. cit.,
- (5) *Ibid.*, pp. 335-336
- Sess. 95; Ibid., 3 Sess. 45; Swisher, op. cit., p. 335 See also Collins, op. cit., p. 16 Acts and Resolutions, 41 Congressional Globe, 2
- 17 Sess. 294; 17 U. S. Stat. at Large, 13. Swisher, op. cit., p. 336. Acts and Resolutions, 41 Congressional Globe, 1 See also
- (18) Collins, op. cit., p. 19.
- Collins, op. cit., p. 19. 傍点引用者。サムナーはこの 短文の中で「市民権法案」を二度くり返している。彼は G. H. Haynes, Charles Sumner (1909), p. 433; 八七四年三月十一日死去した。
- 20 McCloskey, op. cit., p. 102
- 21 Ibid., pp. 127-134
- 四七四頁。 拙著「南北戦争研究」(啓文社)一九八五年、四〇三―
- "The Federalism of John Marshall," pp. 142-145; G. Stephenson, Jr., American Constitutional Law. Alpheus T. Mason, William M. Beaney, and Donald Introductory Essays and Selected Cases (1983), 勿論、両者の連邦主義解釈には差異もある。See

1六 (1六)

"Taney and Dual Federalism," pp. 145-146

- 24C. McLaughlin, A Constitutional History of the る再建諸法の合憲性についての判断を避け、その上で諸 るユニオン」と連邦権威の確認をなす一方で、国会によ No Kelly and Harbison, op. cit., p. 420; Andrew 州に共和政府を確立するのは国会の義務と 判示 してい 著、七七九─七八○頁参照。なお同判決は「破壊されざ United States (1963), p. 650. Texas v. White, 7 Wallace 700 (1869). 前掲拙
- (25) その好例が、修正第十四条がらみの最初の事件となっ た「屠殺場事件」であった。16 Wallace 36 (1873).
- 26 McCloskey, op. cit., p. 105.

\equiv 屠殺場事件

轄内にある人に対して法の平等な保護を拒んではならな の生命、自由または財産を奪ってはならず、またその管 ない。いずれの州も法の正当な手続きによらないで、人 または免責を制限する法律を制定または実施してはなら する州の市民とする。いずれの州も、合衆国市民の特権 の管轄権に属するものは、すべて合衆国およびその居住 国において出生し、またはこれに帰化した者にして、そ 修正第十四条第一節は次の ように 定めている。 「合衆

ず、いずれも黒人には全く関係のない事件であった。 隷問題が連邦議会の最高の関心事であったにもかかわら 護をその目的としている。しかし合衆国最高裁が審理し れはドレッド・スコット判決を消去し、黒人の市民権擁 保護保障の四事項である。一読して明らかなように、こ 保護保障の四事項である。一読して明らかなように、こ ない。ここに定められているのは市民の定義、市民の特

件であった。 一八七三年の屠殺場事件は、州が許可した独占によっ はこれたですが、まう一件はそれと同日に判決を下 いれたがすが、まう一件はそれと同日に判決を下 に記したったニューオリンズの屠殺業者たちにより提 のであり、もう一件はそれと同日に判決を下 はたったニューオリンズの屠殺業者たちにより提

及ぼしたからである。

及ぼしたからである。

な男件にある。その理由は、本件が以後のアメリカ憲殺場事件にある。その理由は、本件が以後のアメリカ憲の悪評を集中させているが、ここでの主たる関心は屠って、

は共和党と国会双方で支配権を失なった。指導者サムナ前節でみた如く、修正第十四条採択後間もなく急進派

者の呼吸をし始めていた」、というよりはむしろ保守的政体の如何なる激変をも拒んだ。「合衆国は通常の健康六八年)に死去していた。激情は冷却し、世論は合衆国張して白人・黒人双方に開かれた墓地に埋葬されること ・、また彼とともに同修正の推進者であり人種平等を主

と形容すべき状態にあった。

医へとつながっていた。 この期、すなわち内戦後から一九〇〇年に至るアメリカ史の多くの部分は、おおむね強力な。企業(特に鉄道が大企業が小企業を吸収する傾向を伴ないながら、基盤の弱い多くの企業倒産をもたらした。徐々に繁栄が回盤の弱い多くの企業倒産をもたらした。徐々に繁栄が回盤の弱い多くの企業倒産をもたらした。徐々に繁栄が回盤の弱い多くの企業倒産をもたらした。徐々に繁栄が回と、この七十年代中期の不況は、基底に鉄道の強と、大企業が小企業を吸収する傾向を伴ないながら、基をのの、この傾向は多くの分野において独占支配の発展へとつながっていた。

リーに入るとしてきた。一八八六年、鉄道会社を被告と高裁は一貫して、企業は保護されるべき「人」のカテゴ図したものかどうかが問題とされるが、現実に合衆国最前述したように今日でも修正第十四条が企業擁護を意

史

と解釈された。と解釈された。と解釈された。と解釈された。は、修正第十四条は適法手続き、平等保護の両条項に以後、修正第十四条は適法手続き、平等保護の両条項に下がそれを簡明に肯定して以来、特にそうである。それする事件で、弁護団の主張をうけ入れ、首席判事ウェイ

適法手続きに実体的側面を挿入することによって、 は同修正制定後、直ちに生じたものではない。 の産業主義は著しく加速された。しかしながらこの カルタとして展開されは る手続き的なそれと解することで満足してい た めて限定的な態度を示したのであって、 たならば、 もし企業が修正第十四条の「人」の枠内に含まれ 場事件である。(6)(6) 初期においては合衆国最高裁は適法手続きに対し極 同 第 同修正のもとで提訴された第一号 節 は しなかったであろう。最高裁が 新しいアメリカ経済の この条項を単な むしろ逆 マグ ので 戦後 挿入 ナ な あ 屠 か

ーオリンズの一会社に対し、動物の収容および屠殺の料定のルイジアナ州法に絡むものであった。同州法はニュある。そもそも本件は連邦法にではなく、一八六九年制四条が検討されることになった本件の概要は次の如くで本来の黒人市民権保護とは全く無縁の案件で修正第十

たものである。 殺、 対し事実上の独占権を与えたに等しい 金 一 反するとして州裁判所に同州法の差止め命令を求めたが 適正手続き」(同三段)、「法の平等保護」 正第十四条の こで排除され で同様の行為をなすことを禁止した同法は、 覧表を附けることを条件に、 食肉集積場を設置する権利を与えた。 「特権 た同市内の他の屠殺業者は、 誤審令状をたてに合衆国最高裁に提訴 および 免除」(第一節二段)、「法 同市 <u>め</u> ものであった。 (同四段) 他 定地 この州法は この業者 の者が該地 域 内に そ 違 屠 0 修

第一節二段「合衆国市民の特権と免除」であった。
ここでも結局は敗訴する上告人が、最も強調した点は

係につい た(8高 と)裁判 の人民の利害にとってこれほど根本的で、 その結果において、 課している大きな責任を我々は隠しはない。 ラー判事は次のように述べている、 11 ていなかった訳では決してない。 合衆国最高裁が本件の 事全員 、ての 影響に の公的 これほど浸透的かつ広汎で、 おい 生活の前に う重要さ、 てこれ 提示されたことはなかっ ほど重大な問 関連範囲の 「この 義務が 我 多数意見を書いたミ 合衆国の諸関い、この国 これまでに 題 広さに気付 は 々 に

二元的市民権を提示した。 めて独立性の高い法的力を持つと判示されたのである。州の警察権能は、広範囲において依然内戦前と同じく極 権と、 解釈ではない。 味する。 がるからである。ミラー判事はそれに代えて、 すべての市民的 市民 合衆国市民としてのそれは峻別された。 の特権 それは保守的 た上 と免除を制限してはならない」とすれば、 告人の強調したように ?権利は連邦政府の保護下に入ることを意 なぜならそれは中央政府の巨大化につな 心情の最高裁諸判事が受容できる ここに州の市民としての 「いずれの州も合衆 いわゆる 要するに 基本

やがて れらを破棄することになる」とさえ述べている。(10) ことにより、国会から最高裁へと移したことであっ うな最高裁の態度は、 な権威の行使は 制限する連邦法の制定権が明白に否定された。 7 国会が州議会の領域に介入する権利、 第十四条下における活動主体を、 の連邦= 五対四の判決において、 同第一 「超議会」の先駆を準備したのである。 州関係の再現もしくは再確認であり、 節はその潜在力を大きく削減された。それは 「国会が州議会の地位を奪い、そしてそ 二つの事柄を生んだ 採択後僅か 憲法「解釈」 私的権利を規 に 五年を経ずし そのよう 一つは戦 をなす このよ 他 は修 制

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

たのである。 (13) に対し、 ある。 護士開業の免許を拒否された一婦人の上告も敗訴した。(2) 保守的体質を示した。広汎なスコープを持つはずの は介入しえないとして戦前の国家政体を再確認し、その るもので、 いる。 止の対象とはならないとして上告人の訴えをしりぞけて 見は、 イ)、「個人による他の個人権益」の侵害(合衆国対クル 州による「個人」に対する侵犯 第十四条において、 この両事件はいずれも「州法による個人の侵犯」に関わ したものでない限り、修正第十四条違反でなく従って禁 因みに殆んど同時に「平等保護」条項をもとに、 節四段にいう「法の平等保護」につい かくて州による「法人」 4) 合衆国最高裁は極めて狭義の解釈をなしたので かなる州法も階級としての黒人の差別を目的 連邦はこのような州法すなわち州警察権能に を、 連邦=州 連邦はいずれも救済しえないとされ 権益侵害(屠殺場事件)、 個人の基本的権利の関係 (ブラドウエル対イリノ ても、)修正

法によって、ユニオンによる弾圧に対しては多くの保護に留まっている。「内戦前に任務を 果していた 合衆国憲的な連邦介入を予表しているが、この時点では少数意見ただしスェイン判事の次の言葉は、将来における積極

るとする思考への道が予示されている。の不正と弾圧は「連邦」によって矯正もしくは干渉され修正が補塡しようと 意図 されたのである」。すなわち州修正が補塡しようと 意図 されたのである」。すなわち州策が与えられていた。しかし州による不正と弾圧に対す

あるの の後の 問題が、 数意見に対し、 修正第十四条をこのように狭義かつ保守的に解釈した多 産を収奪していると主張するような解釈は により課された制約が……同条項の意味の範囲内で、 許容しうるとする同条項の解釈では、 に判断した。「我々がかつて見てきた 経緯、または たとかを強く主張してはいないと述べた後で、 手続きなしに財産を奪われたとか、平等保護を損なわれ さなかったのは、奇妙でさえある。最高裁は原告が うしなかったと常に主張した」と言っている。 (エシ) 後日の諸判決にてらしてみる時、最高裁が本件に 適法手続き」条項について 長文にわたる 判断 かが、 諸判決に 〔州の〕警察権能と一体 どの ような真の関係が 適正に提起されもしなかったし、 少数意見を述べたフィールド判事は、 おいて、「このルイジアナ州法に関わる 該ルイジアナ州法 存在しない」。 次のよう 論じられ 現在 適法 おお を示 財 そ

この判決は、直前まで視認されていた「極度の中央集

度 れへの答は否定的であった。その理由は明白であ限内にもちこまれるように意図されていたのか」 前 ために立法する権利があると判示した。 の警察権能の遂行 合衆国最高裁は、 は同修正実施 権的傾向」 諸事象につき規制をなす責任と権限があること、 排他的に州に属していた市民権の全領域が国会の権 への反動であったことを示して い の権限を有すると言われるが、 内戦前と全く 同じに、 州の人民の健康、 その理由は明白であった。 安全、 が それでは る。「国 州内諸制 州 従 Ž

通過し 言する必要を知ることに と考え、 本判決の十年後、 直接的な立法権は「 あった。 である。 メリカ国家政体の本質における「激的変化」を構成する 政府の保護に委ねられるのを認めることはすなわち、 またすべての私的権利が、 ている点でも興味深い。 旧来の 最高裁のメムバー またこの判決はその直後に、平等維持のための 州= ることになる。 (17) 改めて最終的 国会」 連邦関係の破壊を肯定しなかっ が保有するとした市民権法 た 修正第十四条によって連邦 ちは、 従って合衆国最高裁は、 結論的原理を明白に宣 「政治的保守派」で たの

党急進派の原理に背を向けたことに対し、第一義的に、しかし最高裁の保守的傾向、換言すれば諸判事が共和

も、保守的傾向を分け持っていたのである。 なら新聞論調は数多くのコメントを出すことによって、なら新聞論調は数多くのコメントを出すことによって、本判決への全国的関心の高さを立証しているが、それに「合衆国最高裁が、〔南北〕戦争フィーバーから立直りつでの世論を代弁したものとされている。アメリカ社会自体の世論を代弁したものとされている。である。の世論を代弁したものとされているからである。 も、保守的傾向を分け持っていたのである。

る¹⁹地位を奪い、 よれば、 制をはかる連邦法を制定することを否定した。 を事実上無効とし、第一節の権利章典の力を遙か遠くに こと、私的権利(たとえば企業の利益追求権) 押しやった。 採択をなされた僅か七年後に、合衆国最高裁は同第五節 政史にとっては重大な画期点をなした。 維持するとしたが、 屠殺場事件は、 国会がそのような権威を行使すれば、 同判決は、 かつそれらを無用化させると考えたのであ 州=連邦関係においては従前のそれを 修正第十四条史すなわちアメリカ憲 国会が州議会の領域に介入する 同修正が勝利的 州議会の 最高裁に に対し規

州=連邦関係を右の判決のように固定したままにおい

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

ある。 た。 判事の見解が漸次的に最高裁の解釈となるが、そのよう て、 て、 である」。最高裁の多数意見が変改し、 続きなしに、彼らから自由だけでなく財産をも奪うもの 級が合法的事業に従事するのを禁ずる 法律 な展開の「出発点は鉄道関係分野における事件」であっ(%) あった。 唆したのは、 すなわち次節で扱おうとするグレンジャー 狭義的、 修正第十四条を実業の権利擁護に資させる方向を示 彼は同修正が「 縮小的解釈を排している。 強力な少数意見を書いたフィールド判事で 独占」にも適用されると強調 とのフィー 市民の大きな階 は、「適法手 ルド

注

- (1) 16 Wallace 36 (1873); Ibid., 130 (1873)
- (\alpha) Baer, op. cit., pp. 106-107.
- (π) Collins, op. cit., p. 21; M. Martin and L. Gelber
 (eds.), Dictionary of American History (1959), p.
- (4) Swisher, op. cit., p. 420.
- (15) Santa Clara County v. Southern Pacific R. R. Co., 118 U.S. 394.
- よ。今津「前掲書」六〇—六一頁。川又良也編「総合研(6) 16 Wallace 36 (1873). 本件の解説については次をみ

- p. 337; Kelly and Harbison, op. cit., p. 474, Mason et al., op. cit., p. 344; Swisher, op. cit.,
- 8 16 Wallace 67; Collins, op. cit., pp. 21-22. 傍点
- (5) 16 Wallace 74; McLaughlin, Constitutional History, pp. 728-729; Collins, op. cit., p. 22. なお二元 的市民権の紹介につ い て は、今津「前掲書」六〇頁参
- (2) 16 Wallace 36
- 11 Collins, *op. cit.*, p. 23.
- (2) Bradwell v. Illinois, 16 Wallace 130 (1873); Baer, op. cit., pp. 106-107.
- 13 きた努力を守るため、修正第十四条を補強する目的の国 もともと黒人が国会選挙において投票できるよう重ねて U.S. v. Cruikshank, 92 U.S. 542 (1876). 本件は

et al., op. cit., p. 604; McLaughlin, Constitutional 場をとった。See also Collins, op. cit., p. 22; Mason るかについても、合衆国最高裁は再び、同様の保守的立 ものであった。この問題につき連邦が介入し、救済しう よる他の個人の私的、人格的資質への侵犯問題に触れる 会制定法に関わるものであったが、同時にそれは個人に History, p. 724.

- (4) 16 Wallace 129; Swisher, op. cit., p. 341. 傍点引
- (5) Charles Warren, The Supreme Court in the United States History (3 vols., 1922), III, p. 271.
- <u>16</u> McLaughlin, Constitutional History, p. 732.
- (1) Ibid.; Kelly and Harbison, op. cit., p. 476.
- (A) The Nation, April 24, 1873, quoted in Warren, op. cit., III, p. 265; Baer, op. cit., p. 105; McLaughlin, Constitutional History, p. 732.
- (2) The Slaughter-House Cases, 16 Wallace 36; Collins op. cit., pp. 22-23.
- (20) Schwartz, Basic History, pp. 45-46. 傍点引用者。

(四) マン対イリノイ事件

にミシシッピ渓谷上部諸州では、人民の間に不安と不満 一八六〇年代末および七〇年代にかけて農業諸州、特

が充ちていた。その背景もしくは理由は多様であるが、次のように把握しておけばさし当り十分である。内戦後のデフレーションは農民の現金収入を引下げた、彼らは居産物の価格が高水準にあった経済拡大期と内戦直後にた不況という一般的影響をもうけて、いわば二重の打撃た不況という一般的影響をもうけて、いわば二重の打撃た不況という一般的影響をもうけて、いわば二重の打撃た不況という一般的影響をもうけて、いわば二重の打撃た不況という一般的影響をもうけて、いわば二重の打撃た不況という一般的影響をもうけて、いわば二重の打撃た不況という一般的影響をあるが、いわばコ重の打撃に苦しんでいたのである。そして経済的不満は常に政治に対していた。その背景もしくは理由は多様であるが、が充ちていた。その背景もしくは理由は多様であるが、

て登場した時、その指名を二つの政党――反独占党と全治的でもあった。政治的には同クラブは、農業利益を重治的でもあった。政治的には同クラブは、農業利益を重なよび八〇年代グレンジもしくはそのシムパは殆んどのおよび八〇年代グレンジもしくはそのシムパは殆んどのおよび八〇年代グレンジもしくはそのシムパは殆んどのおよび八〇年代グレンジもしくはそのシムパは殆んどのとであった。政治的において社会的であったが同時に政ジ・クラブは、目的において社会的であったが同時に政ジ・クラブは、目的において社会的であったが同時に政

配を指していた。
「全般にわたっていた」。すなわち多くの分野における時代傾向は、トラストの強大化と、それに対する反独占支代傾向は、トラストの強大化と、それに対する反独占さいるなど敗退した企業からも提示されて、その 敵 意 はトラストへの反感は農民のみならず、それらに吸収さ

る。(6)の猛反撃がこのような課税を早期に消滅させた、の猛反撃がこのような課税を早期に消滅させた、 開していく。九〇年代の闘争は、一定水準以上の所得を会主義思想優位の形をとってユートピア願望の宣伝を展 とりあげて展開している。一八七○年代から八○年代に ら、八○年代と九○年代ではおおよそ次のような対象を 〇年代末のベラミーの研究にみられるように、 ながら、主として農業地域においてみられる。 かけて、反独占運動は紙幣と鉄道規制とが密接に関連し た。これら諸運動を先取り的に結果づけると、富裕階級 徴税をもって経済利益の均等化、 あげる人および企業に対して「連邦」累進課税法による このような傾向は、合衆国の政体の問題と 不平等感の軽減を求め 絡 それは八 一種の社 み といえ な が

いずれの場合においても、これら諸運動に対しては連

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

たことを示している。このことは同時に「修正第十四条に攻撃をかけ、そして連邦政府からの救済的立法を求め 側は、 特別 てその手法は先ずコ 邦よりも州 それへの擁護者を務めたことを意味する を受けたのは大企業であったこと」、また合衆国最高裁が 採択以後、 先陣をきって鉄道の横暴だけでなく独占一般の成育増大 る修正第十四条が攻守いずれの側においても主武器とな を補完した」。すなわち遠くコモン・ローにまで でに反トラスト法を制定することによって「コモン・ロー よって、差別的運賃はコモン・ロー 法と主張しえたし、 色がある。たとえば運賃に た。 また諸州は企業規制に関する連邦法制定以前に、 の「立法なしでも幾つかの専横は扱いうる」と考え かくて政党段階では、八〇年代の綱領は先ず州が そのような通 五十年間に が より 積 逆に規制をかけた諸州は同じ論拠に 商規制 モ 極 ン・ おいて同修正から最も多くの利益 的 かつ敏速に反応してい 口 は ついて規制をかけられた鉄道] コ に依拠していることに特 モン・ロー下におい 違反であるゆえに、 、 る。 遡上す そし て違 す

画われた。同修正がらみの提訴件数は次のようである。の抗争は、当然のことながら修正第十四条を挺子にして強大化の道を辿る独占と、その専横を攻撃する勢力と

ある。 表参照)。明らかに修正第十四条の 重要性が 厭応び、それに続く十二年間にその数は倍増している ぎない。 確認されたのである。 項の下で提訴された。 放任主義概念に従うべしとする弁護士会の憲法論 さを完全には認識してい ても合衆国最高裁が扱った事件は辛うじて半ダー め す た第一 なわち同修正採択後の最初 この期は殆んどが特に平等条項よりも適法手続き条 かつ最高裁がそれを確認、 その次の二十年間 それは合衆国全体が同修正の持つ影響力と強 節を最重要条項として第五節まですべてを含め その件数 なかったとも解さるべき数字で の十年 この期には行政機能 定着 はおよそ二〇〇に 間 さ 世 た期であっ 市 民 は自 スに 等を定 な が およ

る。 如くである。イリノイ州議会はグレッジャーゞここる。諸事件を代表するマン対イリノイ事件の概要は る。諸事件を代表するマノ寸イー・・ エート ゝ [イエ)(エロ) ことは判例集における頁数の厖大さによく示 さ 1 と密接した鉄道事件、 一つの主たる出発点になったのは た。 ح それは合衆国憲政史上画期的な事件であった。 のような潮流の中にあって、 そして農民の苦境は独占に (1 わゆるグレ 修正第十四条史の より暴利をむさぼる鉄 右のグ ンジ ヤ レ ンジャ 1 諸、 事件 れ 1 7 そ であ 事件 中 次 の で

第2表 修正第14条の下で連邦が干渉した事件の数とその性格

連邦最高裁 10月期	1879	1880	1882	1885	1889	1893	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	総計
連邦干渉件数	2	1	1	2	1	2	4	2	3	3	1	2	2	3	6	2	3	4	3	6	2	55
州憲法が侵害された件 数		1						1										1	1			4
州法が侵害された件数	1		1		1	1	4	2	1	1	1	2	1	1	4	1	1	3		5	1	32
市条例が侵害された件 数				-	·				2		1			1	1	1	1	1			1	9
州の訴訟手続きが制限 された件数	1			2		1			·	2				1		*.	2		2			11
州裁判決逆転件数	1	1	1	2	1	1	4	1	2	2			1	3	5	1	2	2	2	4		36
連邦さしとめ命令が支 持された件数				-		1		. 1	1	1		1	1		1	- 1	1	2	1	2	2	16
州際通商条項関係							-	•						1				1	2	3	1	8
その他の条項					1	1	1	2	1				1	1	2	1	2					13
実体審理せず	1			1						2	1				1	1					1	8
少数意見	2	1	1		1		1		2	1		1	1	1	5	1	1	3	1	6	2	31
私的企業が主たる当事者				1	1	1	4	2	1	1	1	2	2	2	4	2	2	3	2	6	2	39
黒 人 関 係	2	1	1							1				1								6
争われ ∫法の平等保護				1	1	2	4	2	3	2			2	1	6	1	3	4	3	5	2	42
た条項(適法手続	2	1	1	2	1		2	1	1	2	1	2	1	2		1	.	1	1	3		25
制限を受 (警察権能	2	1	1	1	1	2	4	2	1	3		2	1	2	3	1	1	2	2	1	2	35
けた州法〈課 税 権				1					1		1		1	1	_ 1	1	1	2	1	5		16
権限関係(収用権				-		٠.			1						2		1					4

Collins, op. cit., p. 82.

道、 た。 独占を抑止する法律を制定した。本件はこれらイリノイ かくて同州議会は州警察権能に基づき、 衆国憲法第一条第八節三項(州際通商規 州法の適法性をめぐって争われたものであり、 それ 修正第十四条、 倉庫保管料などの公共料金を規制し、 に結託する東部資本の故だと信じられてい とくにその適法手続き条 項で あ 鉄道運賃、 制 これによって 条 項) 論拠は合 およ た 揚穀 っ

上で、 たものである。(ほ)敗訴したため誤審令状に基づいて合衆国最高裁に提訴し いた。 揚穀業者にはその所有する倉庫が「公共的」 倉庫業を行なったとして告訴され、 倉庫所有者に保管料金を定め、 制定権があるとしていた。 つと理解する義務があり、 八七〇年に採択されたイリノイ州憲法第十三条は、 マンは免許なしに、 倉庫従業員の行動管理についての規則をも定めて また他の違法的業務によって 一八七一年のイリノイ州法は 穀物保管について州議会は法 免許が必要であるとした イリノイ州最高裁で な性格を持

法によって附託された立法権限に関する制約の下で、シて決せらるべき問題点とは、イリノイ州議会は合衆国憲判決文は首席判事ウエイトが担当したが、本件におい

一節違反――がそれらである、と。等な保護を拒否してはならない」とする修正第十四条第 位を与えてはならない」、 (三)いずれの州も「法の正当よって一州の港湾に対し他州の港湾に比して優越する地 る業種に対しイリノイ 諸州間の通商を規制する権限は、 同第一条第九節六項「通商もしくは収税に関する規律に 節三項により国会に与えられており、 ノイ州法は次の各項に違反している。 点を少しく分解すれば、次の三点に帰着する。 カゴおよび近隣の人口十万人以上の町における倉庫 ってはならず、またその管轄内にある人に対して法の平 な手続きによらないで、 の上限を法により定めうるか否かであっ 「州」は規制権を持たない、 人の生命、 合衆国憲法第一条第八 自由または財産を奪 従って州境を越え (一)外国 た。 右 原告 おお の ょ 保管 1 0)

りや否(16) る。 制権を持つ連邦の権限との三者関係を尋ねている 州境を越えて営業するたとえば鉄道会社と、 つ てはいるが、最重要係争点は修正第十四条第一節を基 要するに合衆国憲法の契約条項、 ここに国会すなわち連邦権限と州 すなわち州の警察権能と、 州が鉄道運賃、 倉庫保管料を設定する 州際条項につい 当然のことながら 0 権限 州際通商規 のであ 、て争 限あ

の政体問題が、内戦前とは異なったテーマをめぐって再

登場する。

٤ 鉄道 か、 訟である。しかしそれは「独占」もしくは専制主とは何 業者の独占的地位と、 にあって弱者を定義するとしてそれを決定する「機関」 マン対イリノイ事件は、 それを救いうる制度も それに対置される「弱者」とは何か、また法治国家 関連事件ではない。それはシカゴを中心とする揚穀 を問うものであった。 その専横 すぐ次におこる全国的 くは「法的根拠」は何か に関わって提訴された訴 規 模の

南北戦争直後の激動期に、今や旧来の専制主=奴隷主 南北戦争直後の激動期に、今や旧来の専制主=奴隷主 たい。

間以上も合衆国を爆発的状況に導く出発点となったのでには存在しなかった修正第十四条を基軸に、次の数十年問題に凝集し、かつその解答を求めながら、実は建国時すなわち本件は、合衆国政体はそもそも何であるかの

あ る18 。)

的概念の方向を示している。その点において本件の少数流的解釈となって企業=法人利益擁護に使用される実体 か。 政体自体に直接的に触れる判示部分をとりあげる。 以上の重要性を有する連邦=州関係、 意見は重要性を持つが、ここでは或る意味においてそれ き的とみる伝統的見解を弱体化し、次の世代において主 な少数意見は、 しフィー 殺場事件において判示された概念を踏襲している。 検討を行なったというよりも、 四条を侵害することなしに州立法によって 救済 シカゴ周辺における揚穀業者の独占状態が、 合衆国最高裁は適法手続きについては、文言の深 ルド判事が述ベストロング判事が同調した強力 修正第十四条の適法手続きを純粋に手続 基本的には依然として屠 すなわち合衆国 修 しうる 正 第 0

文である。合衆国憲法は「そのすべての条項において、対ホワイト事件における合衆国最高裁首席判事の次の行 は、 している」。 破壊されざる諸州より成る破壊されざるユニオンを指向 したといわれる。 内戦は州権論を凌駕、 戦塵もすっ これは 単なるレトリックでは なかっ かり収まったはずの一八六九年テクサス その際、 論破して連邦優位の原理を確 特に好んで引用 3 れ る 事 例 ₩.

さにそのような観点から見らるべきである。(22)寛大な眼を向けたのであった。マン対イリノイ事件はま 事件における多数意見がそのことを語ってい述の屠殺場事件や、ここでは触れる予定のな 然の帰結として、合衆国最高裁は州の警察権能に概して に対しては頑強な抵抗を示したからである。たとえば前 に対して、当の合衆国最高裁が連邦優位の行きすぎた論 国家規範を押しつけ縛りつけようと意図された様々な法 正第十三—十五条、 ここでは触れる予定のない市民権

諸 および州 の政治的、 社会的諸 る。 その必 制 度に

して適法手続きを狭く解釈した。「公益」の内容判断と、問われたことがない――として州の警察権能を広く、そ 関わる時には単なる私権ではなく、 判示した。 の態度は、 私有財産権が州法により規制されてきたがその合憲性を ること。また修正第十四条制定以前にも、 その使用・規制 遊及し、 ウエイト長官は適法手続きの起源を、マグナ・カル 内戦前の連邦=州関係を認めてい すなわち私有財産といえども、それが公益に かつコモン・ローに言及しながら次の二点を に関して強く州権を認めた合衆国最高裁 州の規制下におかれ 公益のために そ タ

右に述べたように適法手続きが手続き条項としての意義 そのことがより強く表れるのが次の判示部分である。

> 因としても該条項への依拠は当然である。ウェイ際的性格を持つと判断された点からして、最高裁 訴えねばならない」。 濫用からの保護には、 た。 釈したことである。 修正第十四条の適法手続きを狭義に、 前 このように高く保持された。 私権を 制約 存在することは議論の余地がない。諸州議会による権限 ことは承知している。 的権利を奪うことは、 の重要性は「公益に関わる企業」 拠したのは、 のような州規制に対抗する際に主たる対抗武器として依 しか 与えられて いなかった 独占」状態は、 にあっては、 の決定権はウェイト理論では州人民に留保されてい 州際通商条項であった。 「西部の七ないし八の大州」 成長しつつある実業・商業界側 適法手続きなしに私権所有者の合憲 州権もしくは 「濫用ともなりうべき 権限で ある 人民は裁判所にではなく投票箱 しかしそのような権限が 時 期 理論を確立したこと、 (およそ一八九○年以 州人民の 州権限を広義に解 当の 揚穀業者 しうる「公益 最高裁への訴 自治権は にわたる州 州 1 K 判決 の ح

国 「会立法が無い場合の州立法権は司法の関心を集め さらに一八七〇年以後、 合衆国最高裁は 般に揚穀業者お 鉄道を規制する州法につ よび鉄道料 金を規

た(27) 目的とした際にも、 らに、 際通商に間接的影響をおよぼす時でさえも、 立法によるべきであり、「それら機関は がそれであって、州際通商に対処する「諸機関」は国会 件のみならず、 制したイリノイ州 規制しうるとした。 会法が制定されるまでは、 することがある」が、必らずしも常にそうではない。 州領域内に在る物資が、それがたとえ州際通 類似のいわゆる「グレンジ 法を擁護している。 この判決の直後、 州による十分な課税対象となるとし 諸州は州議会による規制 合衆国最高裁はさ マン対イリノイ 州際通商に ヤ 鉄道料 〕 諸 事件26 関係 商を 金を が州 玉

であった。本件の争点と判決の要旨は次の如くである。をみせたのは、「歴史的なウォバッシュ事件」において それを禁じた同州法の適用を認めた。 賃を課したとして、 上告人の鉄道会社はイリノイ州ペオリアからニュ の運賃を定めていた。 このような州権限擁護的な合衆国最高裁の態度が変化 \exists 1 ク市までの類似の貨物にはポンド当り二十五 右運送行為は一体として見做すべきであるから、 ポンド当り十五セント、 同運送のイリノイ 同州裁は、 同州ギルマンからニュ 右の運送が差別的運 しかし合衆国最高 州内部分に対] セン \exists 1 て

これに対しブラドレー、ウエイト、グレイの諸判事は象されて、一つには州警察権能の相対的低下=連邦優位象されて、一つには州警察権能の相対的低下=連邦優位国的性格の通商であり、〔州ではなく〕国の 規制が 求め国所法適用は無効とした。ミラー判事曰く、「これ は 全同州法適用

ある。 これに対しブラドレー、ウエイト、グレイの諸判事は とれに対しブラドレー、ウエイト、グレイの諸判事は とれに対しブラドレー、ウエイト、グレイの諸判事は

目に値する。かくて本判决と、一八八七年H系種気気に、合衆国最高裁が十四の州規制法を破棄したことは、 となり、 諸 利にと終る。 の相乗効果によって、 条第一節の「人」に法人が加わったこと、 通過とにより、 前判決(一八七七年)から本判決(一八八六年) 点である。 以後州と独占一般との闘争は明らかに後者の 独占が擁護される武器としての修正第十四 州の鉄道に対する規制は事実上、 右の結果が生じる経過 州際通商法と が次 無意 の考察 の

- (1) McLaughlin, op. cit., pp. 733, 760; Kelly and Harbison, op. cit., pp. 447-478; Swisher, op. cit.,
- (α) McLaughlin, op. cit., p. 760
- $\widehat{\mathfrak{Z}}$ Swisher, op. cit., pp. 420, 421
- (4) トラストの結成およびその稼動態様についての詳細は 次をみよ。 House Report No. 4165, 50th Cong., 2
- (Б) Edward Bellamy, Looking Backward (1888); Swisher, op. cit., p. 422.
- 6 Chapter III. Edwin R. A. Seligman, The Income Tax (1911),
- (7) Swisher, op. cit., p. 422. なおコモン・ローと衡平 the Constitution. The Supreme Court, Equitable 法の両概念が、合衆国でどのように特殊発展をみせたか については次をみよ。Gray L. McDowell, Equity and Relief, and Public Policy (1982).
- (∞) "American Prohibition National Platform of 1884," and "Anti-Monopoly Platform of 1884," in Kirk H. Party Platforms 1840-1964 (1966), pp. 63-64, 64-Porter and Donald B. Johnson (eds.), National 65, respectively.
- (9) Baer, op. cit., p. 105. その代表的なケースは言うま

じゅは~ Lochner v. New York, 198 U.S. 45 (1905).

- 10 pp. 462-463. See also Benjamin R. Twiss, Lawyers the Supreme Court (1942), chs. II-VII and the Constitution: How Laissez Faire Came to The Constitution and What It Means Today (1978), Collins, op. cit., pp. 188-206; Edward S. Corwin
- (11) それらは U.S. Report Vol. 94 に収録されている。 言及するに留まった。 が、合衆国最高裁は全体においてマン対イリノイ判決に 鉄道側弁護団は適法手続きなしに人から財産を奪う、と いうことに関する修正第十四条の該当条項につき争った
- $\widehat{12}$ Munn v. Illinois, 94 U.S. 113 (1877).
- (3) Mason et al., op. cit., p. 351; McLaughlin, Constitutional History, p. 733; Kelly and Harbison, op. cit., p. 478.
- (4) 本規定は州際通商に関する権限を「連邦」に与えてい たものである。 るが、それに当って各州に差別をしてはならない、とし
- (15) Mason et al., op. cit., p. 351
- (a) McLaughlin, Constitutional History, p. 733
- 17 判決文は、その歴史的考察に多くのページをさいてい
- (18) この時期までの、合衆国政体論については次を参照せ

- 4° Concepts of Federalism: "The Federalism of John Marshall," "Taney and Dual Federalism," and "National Superemacy and Dual Federalism, 1864-1937," pp. 142-145, 145-146, 146-147, respectively in Mason et al., op. cit.,
- (2) McLaughlin, Constitutional History, pp. 734-735; Swisher, op. cit., pp. 399-400; Kelly and Harbison, op. cit., pp. 478-479; McCloskey, op. cit., p. 129.
- 紹。 (20) Texas v. White, 7 Wallace 700 (1869); Mason et 名l., op. cit., pp. 6, 146, 173-176. なお本件の争点と内 密については前掲拙著、七七五、七七九—七八 一頁 参照。
- (a) Civil Rights Cases, 109 U.S. 3 (1883).
- (\mathbb{R}) McLaughlin, Constitutional History, p. 734; Kelly and Harbison, op. cit., p. 479; McCloskey, op. cit., p. 129; Swisher, op. cit., p. 399.
- (전) McLaughlin, Constitutional History, pp. 733-734; Mason et al., op. cit., p. 190.
- (25) 94 U.S. 134; Swisher, *op. cit.*, p. 400. 傍点引用

- (%) 94 U.S. 77, 155, 179, 180, 187
- (%) Brown v. Houston, 114 U.S. 622 (1885)
- (ℜ) Wabash, St. Louis and Pacific Ry Co. v. Illinois 118 U.S. 557 (1886).
- (있) Mason et al., op. cit., p. 190
- (30) Ibid. 前掲第二表も参照のこと。

(五) 連邦最高裁の変化

史

節三項)であった。 第十四条であり、また通商条項(合衆国憲法第一条第八

因を素描する。

「2)、以下、最高裁がそのコースを「革命」化させた諸要なが、そして如何にして「より高次の問題」となったが、そして如何にして「より高次の問題」となったを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュを明白に示してみせたのが二つの事件――ウォバッシュとなった。以下、最高裁がそのコースを「革命」化させた諸要ない。以下、最高裁がそのコースを「革命」化させた諸要ない。以下、最高裁がそのコースを「革命」化させた諸要ない。

な少数意見が常に存在していたことである。 Bar Association)により展開された巨大な宣伝活動であり、第二は修正第十四条に関わる有名なコンクリングあり、第二は修正第十四条に関わる有名なコンクリングをの一つは、一八七八年アメリカ法曹協会(American

を展開したことである。具体的には、同協会の活動は国の姿勢を逆転させるべく、十分にかつ一貫した教宣活動までに、州の立法権を広義に解釈してきた合衆国最高裁年に設立されたアメリカ法曹協会の活動は、一八八一年第一の点について言えば、マン判決の一年後一八七八

稿は、 いた。 ている。 についてはH・スペンサーの見解を援用したことを示 てはC・R・ダーウインを、 確立にはJ・S・ミルを、 る」のが本務であると認識させることに主眼がおか 民に対し、 同協会会長の年次演説およびおびただしい そのような理論を打ち出すに当って、個人主義 諸判事は法を「作る」の 人間の闘争の不可避性につい そして政治における進化 では なく 数 れて 釈す の 0

ば必需品であり、 器であるならば、 しトラストが共産主義的傾向に対する財産権の防禦的武 る」、「所有と責任とは、 す諸力はすべての く、「現世の最大の 明らかであり、それは当然、 ようとした州の警察権能抑制を狙ったも ので 要するに唱導された自由放任主義は次のような字句に 利点でもある」。 トラストは望ましい」、「独占はしばし 人に 絶対的に 自由に 任さるべきであ 呪咀は 統治過多である」、「成長をな 今や個人的なものである」、「も 企業活動をコント あ 口 る。] ル \Box

評論」三月号において右の論旨をさらに補強して、大衆の権威T・M・クーリーは、一八七八年「プリンストンの構造および運用を決定づける原理、と定義した憲法学憲法とは単に基本的法律を意味するだけでなく、国家

ないならば」、「それら諸原理は 立憲的では なくなる」、く解釈されぬならば」、「もし原理が定着せず、恒久的でしている。その一つが 合衆国憲法で あって、「もし正し勢力の脅威台頭から企業活動を守る二つの安全策を提起

企業保護手段の第二は、「高次の法」または「自然法」企業保護手段の第二は、「高次の法」または「自然法」企業保護手段の第二は、「高次の法」または「自然法」企業保護手段の第二は、「高次の法」または「自然法」で、こ。

り、コンクリングの証言であった。とかくの風評の人物けた事件が一八八二年のサン・マテオ会社の それで あでなく法人を含ませることだけであった。これを決定づき障碍は、修正第十四条にいう「人」の中に自然人だけだって自由奔放な独占の活動にとって、乗りこえるべ

典を売った」とまで酷評されたが、以後数年間に最高裁グルズ(コ)(コ)のかわしくなく、「彼は 合衆国最高裁に 憲法的な盗品章 企業が含まれるという起草時からの意図であった。 植えつけたのである」、その不動の真理とは「人」、の中に た。「個人および株式会社は、不公平で差別的な州税、地 年連邦議会の合同委員会で修正第十四条起草者の一員で であり、また証言内容の真偽の程はともかく、一八六六(9) () (るのか、また少なくとも彼のような偉大な法律家には似 謀説」のソースとなり、さらに陰謀説そのものが偽りであ の中に如何なる風が吹こうとも、不動の記念碑的真理を 方税に対して立法的、行政的保護を求めてアピールして あったコンクリングの証言は印象的たらざるをえなかっ の態度を変えさせる 大きな 要因と なったのは 紛れもな クリング証言 は後年(一九三八年)、修正第十四条「 いた……修正第十四条を立案した人々は……合衆国憲法 コン

殺場事件においてミラー判事が述べた狭義解釈からの、子であった。すなわちコンクリング証言後、最高裁は居る。この継起が最高裁の態度逆転へと結実する大きな因において常に強力な 少数意見が 存在し 続けた ことであさらに第三の要因をあげれば、屠殺場事件、マン判決

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

のである。
のである。
のである。
のであるとのコンクリング説を受容し、かくて
深は「人」であるとのコンクリング説を受容し、かくて
深の違憲立法審査に対する狭義解釈からも訣別して、企
またマン判決におけるウェイト判事の適法手続き条項関

ら発した。原告マグラーは同法が制定される以前の一八八一年同州法が右禁止行為に対し罰則を定めたところかルコール性飲料の製造および販売を禁止し、さらに一八ンザス州憲法の一条項が、若干の限定的目的以外にはア八七年)を紹介しよう。本件は一八八〇年採択されたカーとれを端的に例示したマグラー対カンザス事件(一八

合憲性審理を求めた。され有罪判決をうけた。彼は誤審令状により有罪判決の発効後に、右の製造・販売行為を働いたとの理由で告発出七年にすでに醸造所を設立していた。そして前記州法

下でー ない。 ある。 触するか否かの問題である」、と。同判決は企業活動、カンザス州諸法が同修正第一節に定められた条項に「 た広汎なものであったが、特にここでは合衆国最 適法手続き条項、次節で考察する州際通商条項にも触れ かは合衆国最高裁によって決せられるべき性質のもので をはかった立法のすべてが、州警察権能の正当な行使と おく。 「明らかに これらの 諸目的〔徳義と福祉〕の増 この時点すでに高い権威を保持していたことを指摘して 1 まに変更されること、 は べきものでなく、 してうけとられるとは 必らずしも 限らない」。正当か否 ランは言う、「本件に おける 全般的問題」は、 係争条文は修正第十四条であった。判決文を書いたハ 州 「各級裁判所は単なる法の 文言によって 拘 諸裁判所は好きなように の権威も全く最高裁の判断の下で、 事案の実体を 見定めて よいのである」。 また虚偽の公言だけで誤まってはなら すなわち連邦=州関係といった伝 一実際、 尊厳な義務の その意のま ここで 東さる 高裁 述の 「抵

惨なまでに否定されて、国体概念についての大修正がみ統的な国家観の基底にあった強い州警察権能が殆んど無

てとれる。

審理にかけられねばならない性質のものとした。 会社対ミソネタ事件での、ブラッチフォード判事の波堤を準備するようにと導いた。三年後、シカゴ等 メ 誤審令状に基づき合衆国最高裁に提訴したものである。 会の命令を支持したミネソタ州最高裁が「合理性」問題 要は次の如くである。一八八七年ミネソタ州法は、 につき衡平法上の審理を認めなかったので、鉄道会社が から二・五セントに引下げるよう命令していた。 は同委員会が特定地域内のミルク輸送賃を四・三セント める」権限を持つ鉄道・倉庫委員会を設立した。本件で 産の運送のための料金に対し、平等かつ合理的な率を定 がまさに雄弁にそれを裏づけることになった。本件の概 すことを抑止し、修正第十四条下における独占擁護の防 リカ憲政史の権威は、 に州が独占規制 六対三の少数意見を抑えての判決は、 さらに合衆国最高裁のこのようなコースは、 は州委員会の判断に委ねえないものであり、 (たとえば鉄道運賃の規制) 「この判決で もって 司法革命は 運賃の合理性の シカゴ等鉄道 に乗りだ 公共の 現代 同委員 司法再 意見 「財 た

> から、大氾濫が始まったと算定」している。 にない、ハウ判事(Charles M. Hough)も、「この判決るであろうと予言したことが現実のものとなったと理解るであろうと予言したことが現実のものとなったと理解の過法手続きの下で、州議会の「万年検閲官」にないら、大氾濫が始まったと算定」している。

つもりだ。しかしこれ以上、戦う気はない」、と。 でいる詩事件を裁こうとしている時、彼らと争うことはている諸事件を裁こうとしている時、彼らと争うことはでいる諸事件を裁こうとしている時、彼らと争うことはでいる諸事件を裁こうとしている時、彼らと争うことはでいる諸事件を裁こうとしている時、彼らと争うことはのだかある。彼らは最初から、そのような〔支援的〕影響力を必要としない人々のためにすべてのトレーニングを力を必要としない人々のためにすべてのトレーニングをお許を必要としない人々のためにすべてのトレーニングをお許を必要としない人々のためにすべてのトレーニングをお許を必要としない人々のためにすべてのトレーニングをおけて、資本側にくみしている」。彼響力を必要としない人々のためにすべてのトレーニングを力を必要としない人々のためにすべてのトレーニングを力を必要としない。

の種類により明らかである(第二 および 四表参照)。さ法と自由放任原理とを直結して、「労働組合 または 議会に結集された単なる頭数」から 資本を 守る 立場を とっに結集された単なる頭数」から 資本を 守る 立場を とった 資本 との 資本を 守る 立場を とった 資本 国最高裁は完全に資本の防波堤となり、合衆国憲

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

- (-) Charles Warren, The Supreme Court in the United pp. 124-125; Mason et al., op. cit., pp. 127-134. States History (2 vols., 1925); McCloskey, op. cit.,
- $\frac{2}{2}$ Morris (ed.), Encyclopedia of American History 法が最初の判断を下した事件 United States v. E. C. 418 (1886). およびシャーマン反トラスト法に対して司 St. Louis and Pacific R. R. Co. v. Illinois, 134 U.S. 係人物を手際よく紹介したものに次がある。Richard B. Knight Co., 156 U.S. 1 (1875). 同法につき内容と関 (1965), pp. 261, 494 Kelly and Harbison, op. cit., pp. 126-127; Wabash,
- (α) Mason et al., op. cit., p. 306; Alpheus T. Mason and Gerald Garvey (eds.), American Constitutional History: Essays by Edward S. Corwin (1970), p.

- $\frac{1}{4}$ Mason et al., op. cit., p. 305
- (15) Thomas M. Cooley, A Treaties on Constitutional 10, 22. Limitations (7th ed., 1903); Swisher, op. cit., pp.
- (φ) Mason et al., op. cit., p. 305. 傍点原著者。
- 7 Schwartz, op. cit., p. 44.
- 8 116 U.S. 138 (1883). San Mateo Co. v. Southern Pacific R. R. Co.,
- 9 り上げて実証しようとした次の論文を参照。 Russell (Dec., 1938), pp. 171-194. とそれを個別鉄道会社を取 XLVII (Jan., 1938), pp. 371-403; ibid., XLVII ham, "'Conspiracy Theory'," Yale Law Jornal 同証言を科学的、中正的に検証したと評価の高い Gra-"Court, Corporation, and Conkling," pp. 45-63. 特に Boudin, "Truth and Fiction," p. 19; McLaughlin, "Railroads in 'Conspiracy Theory'," pp. 601-622. コンクリング証言の信憑性に つい て は次をみよ。
- 10 ついては今津「前掲書」六三―六四頁に極めて適切な紹 介と解説がある。 Mason et al., op. cit., pp. 305-306. なおこの点に
- 11 Cf. Graham, "'Conspiracy Theory'."
- 12 Co., 118 U.S. 394 (1886). 三件が一括審理された。 Santa Clara County v. Southern Pacific R. R.

Collins, *op. cit.*, p. 128; Mason et al., *op. cit.*, p.

- (3) Mugler v. Kansas, 123 U.S. 623 (1887)
- (4) Mason et al., op. cit., pp. 356-358, esp. p. 356
- (<u>1</u>) *Ibid.*, pp. 356-358, esp. p. 357; McCloskey, *op. cit.*, p. 131.
- (£) Chicago, Milwaukee and St. Paul R. R. Co., v. Minnesota, 134 U.S. 418 (1890).
- (T) Mason et al., op. cit., p. 308.
- (A) Charles Hough, "Due Process of Law Today," 32

 Harvard Law Review (1919), p. 228.
- (\mathfrak{P}) Mason et al., op. cit., p. 308.
- (2) Edward S. Corwin, The Constitution and What It Means Today (1978), p. 463.

(六) 州際通商法への道程

ではなく先ず州議会によって考慮され始めた。州はそのった。しかし横暴が目立つにつれ何らかの規制が、連邦の初期の段階では、政府による規制の必要は殆んどなか道にその典型的な姿をとって立ちあらわれた。鉄道建設は、(四) において 触れた。独占と、それへの 反対は鉄内戦後から十九世紀末まで の 合衆国に おける 新環境

ばならなかった。それが通商規制委員会であった。ら、独占に対抗するには何らかの新工夫を案出しなけれ境をめざして 予め 制定されていた わけでは なかったかに適用可能な刑法、民法は、当然のことながらこの新環主権を行使して様々な規制立法を定めたが、特定の専横

制のような仕事は果せないと見てとった。 電子員会に頭初、与えられた機能は鉄道運用に関する 事実を調査し、広報をなすことであった。鉄道会社の横 事実を調査し、広報をなすことであった。鉄道会社の横 事実を調査し、広報をなすことであった。鉄道会社の横 事実を調査し、広報をなすことであった。鉄道会社の横 制のような仕事は果せないと見てとった。

リカ社会の激動の 中から 誕生し、やがて「第四の 統治ように、漸次的にではあるが、七十年・八十年代のアメなる。かくて誕生した通商委員会は立法、行政、司法の材で構成される恒常的な規制委員会を発足させることに対抗上、州はアマチュアではなく専門的知識を持つ人

三七 (三七)

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

社の専横とスキャンダルは憂慮すべき状態にあった。 げた。独占が目立ち始める一八八○年以前でも、 代に一先ずの鉄道網完成期を迎えたが、それとともに自 した諸問題を解決すべく迫られていた。 初の大陸横断鉄道を完成した鉄道業界は、 修正第十四条の適法手続き条項に則ってこのような州法 なかった。企業はそれ故、 られたのは、 由放任思潮を推進力として自らを独占的段階にと押しあ 使用さるべき武器とを一先ず右のように理解しておく。 通商条項に依拠したと概括できる。相対峙する陣営と、 に対抗するが、およそ一八九○年頃を境に、それ以前 〇年以前は、 | | |-道を拓く手段として多用された。プール制度が企業間 競争を終熄させ、 般に修正第十四条適法手続き条項に訴え、それ以後は 内戦後、 企業の横暴から生起する諸問題を解決するよう先ず迫 は慣行であり、 特に州議会はブルジョワ的産業主義から発生 規制問題は州法の形をとって現れざるをえ 州議会であった。 旅客・貨物運賃を上昇させる独占的 それは他の会社を排除して独占 合衆国憲法、 従って少なくとも一八八 特に通商条項や 一八六九年に最 七十・八十年 鉄道会 IJ

法制定の背景は右のように要約できよう。
は農民たちは何らかの企業規制を求め始めた。また競争に遅れをとった他の鉄道業者自体も、「自殺的競争」排に遅れをとった他の鉄道業者自体も、「自殺的競争」排に遅れをとった他の鉄道業者自体も、「自殺的競争」排する国家の最初の干渉、最初の経済統制法たる州際通商する国家の最初の干渉、最初の経済統制法たる州際通商する国家の背景は右のように要約できよう。

たのである。 命令書を発行しえた。同委員会には貨客運賃を固定させてがでする権限、さらに侵犯行為のある時はそれに対し停止 留保するのみならず、「連邦法が無い時」 制権限は州がその領域内における通商を規制する権能 営業権濫用行為について審理し、 際通商の幾つ る権限を与えられるのが通例であっ 員会に与えられた権限は次の如くであった。鉄道会社の まった。右の目的を達成するための法律制定、 の法の施行を確保するための委員会が設立された。 鉄道会社の専横を規制する試みは、先ず州段階から始 かをも規制しうるとする理論に依 さらに侵犯行為のある時はそれに対し停止 法律 たが、このような規 (州法) には附 違反を調 および 随 同委 7 に そ

またそれは国家的利益が直接的に影響される場合以外

基本的原理を考究する意図に発し、州権論」を蘇生させる意図ではなく、 自決、 は、 られていた。 の関係が、 コ ミュ 規制 建国以来この国の政治体制における最大級の ニティ さるべきであるとの建国以来の理念にも支え このように述べるのは、 内の諸事象は連邦政府の干渉なしに、 州権能と連邦支配と 決して「死亡した アメリカ共和国 の

問題であり続けていた、

との認識から出たものである。

建設」の構想も、 chibald Campbell)が主張したような「司法帝国 州政府の独立性は奨励される必要があって阻害されるべ ることに好意的であった。 最高裁は完全に満足でなかったとしても、経済的諸問題 保障と解されていた。 修正第十四条の適法手続き条項は、 ての見解は、未だ一般的に弘く許容されていた。 ドを許されていた。 に関するマー 権能によって、 全には達成されていなかった。 従って屠殺場事件に 参加 統治体の政治的諸部門の一つ」である「州」 シャル=トーニー両法廷の国家権限につい 経済問題を規制する可成りのフリー 合衆国憲法の「必要かつ適当条項」(6)(6)対問題を規制する可成りのフリーハン 連邦政府の絶対的な優位性も未だ十 従って内戦後、十数年間は合衆国 この広大な国家にあっては、 したキャムベル (John Ar-諸州は留保したその警察 主として手続き的な に委ね そして

> 越えつつあった。 産業社会の速度と巨大さが、州権力の守備範囲を遙かにきではない、との伝統的信条があった。ただ急速に進む

た。 くはニュ 政策を採った。特に規制のゆるやかなデラウエア、 制しようと試みる場合、 らない」。この条項は、 に対し、 た。 面 を持つ州をその経営範囲に組みこんでおくという一 る。従って大規模企業は、 州でも 公法として 承認されねば ならない、と 解釈され 第九節六項は次のように州際間の差別を禁 じ 11 衆国憲法そのものが阻害因となったのである。 産業に対し統一的、 をすでに形成していた。 「通商もしくは収税に関する規律によって、 しなければならなかった。(8)、州は規制をなすに際し、 鉄道は数州または全国にまたがるネットワー 個々の州は鉄道トラストを規制することはでき 州による規制の困難はそれに留まらない、 他州の港湾に比して優越する地位を与えては ージャ ージーを 含んで おくことが 得策と され 全国的政策を施すのは不可能であっ 州が鉄道 その他の 独占企業を規 一州法によっては、 一州で与えられた企業免許は 企業活動に最も寛大な規制: このような経済的現実に直 かくて ギボンズ 対 一州の港湾 このような てい 同第一条 むしろ合 ク、 オグデ る、 Ь な 他 な

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

三九 (三九)

能も有効には作動せず、 はあれ合衆国 ク 1 1) Ì [最高裁により司法的に是認 対港湾管理局 何らかの連邦介入が必要視され の 両 事件にお らいて、9 された州警察権 限定 の的で

払戻し、 でもいうべきレポ 会の設置、がそれらである。ついで一八七八年、 訴に基づく調 内容は次の如くである。すなわち最高運賃率の決定、 占の規制を求める農業地域の要求を到底満たすものでは 開発、統計局の設置などを奨めていた。しかしそれは独 委員会が「連邦政府の州際通商規制に関する勧告」 (Shelby M. Cullom)によって提出された。 ン法案も同様に上 なかった。 告したが、その内容は海岸にと至る競争的路線、 0 展開が翌年の州際通商法制定を促した。その一つは国会 動きであり、 国会では、 右の背景があって、一八八六年までにみられた二つの 下院を通過したものの上院では否決された同法案の プール、 同年下院ではマクレアリー法案 査、 一八七四年W・ウインダム主宰の上院特別 他は司法のウォバッシュ判決であった。 証人喚問などの権限を有する連邦委員 院 差別的運賃の禁止を盛りこんだリーガ 1 ٢ において否決されたが、 がイリノイ州選出上院議員カロム が 連邦に その代案と 提案され 割引き、 水路の を報 による 告

> 化 年、 州際通 票決によって 通過)の基盤となった。(10)、次によって 通過 し 下院においては二一九対四一、上院で四三対一 商規制 を勧告した た 州際通商法 この 報告 が、 (同年二月四 事実上一 八八八 日 五. 0

四〇

四〇

関係のバランスに大きな影響を与えたのである。 れ以後の諸判決が、「商業的ナショナリズム」という新共和国の政治体制観にも重大な影を落した。すなわちそ なしたのである。本件は独占利益の擁護(結局「歴史上有名な」または「歴史を作るような」 ウォバッシュ判決である。本判決は最高裁が従来の諸判国最高裁の判決の中から生れた。すなわち一八八六年の 任原理を承認したから)防壁となるとともに、 割りを果してきた合衆国憲法第一条第八節三項につい 間の権限の帰属をめぐる争いの中で、 限は決定的に削減され、 しい諸現実を生みだし、各分野における従来の連邦 決においてとってきた解釈を自ら覆えし、 州際通商法を制定させる直接的契機の他の一つは合衆 さらに建国以来の連邦と州 しばしば重大な役 かくて州 には自由: アメ な判示を ・リカ との の 州 放 7

う ナリズムへの配慮を念頭においていたとしても、 な示唆が必らずしも内戦後の最高裁が戦前のそ ただ内戦後の合衆国最高裁が、このような種 . の れと異 そのよ ナ 3

でないことと混同し誤ってはならない。という現実が登場しただけであって、決して消失した訳制という「より高次の問題」の前に従属的地位に落ちた義」または主権の所在如何といった問題が、今や経済統質であったということで は ない。ただ 旧来の「連邦主

場合、 要な問題点を略記すれば次の如くになる。 た。(15)た輸送であるから、 止したイリ 長距離・ ら同右市へは二十五セントの運賃を定めていた。 鉄道は貨物の輸送に当り、 動量を与えたウォバッシュ事件の係争点と、 ける全国的統制 最高裁は右の運輸はイリノイ州境を越えた単 いて敗訴した原告が合衆国最高裁に訴えた事件である。 右のような運賃格差があった。 3 さて連邦主義問題の従属的地位化と、主要諸 距離にして八十六マイル長かったにかかわらず、 ク市へはポンド当り十五セント、 短距離条項、 ノイ州法に違反するとの理由で、 諸法 同州法の適用 (州際通商法も含め)を生みだす運 および州内運輸時の運賃差別を禁 イリノイ州ペオリアからニ それは輸送契約における は無効であると判示 同州ギルマンか ウォバッ 同州裁にお 判決文の主 一の一貫し 分野にお 前者の シュ ュ

刊決文を書いたミラー判事の主張の中で注目すべき点

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

まり州内で終る物の輸送に限定されている時には、減したのである。ミラー判事は言う、州法が「州内でが 条項の下で合衆国国会によってなさるべきである」。、、、、(17)に対して、は、(17)に対して、「17)に対して、「17)に対して、「17)に対して、「18)に対して、「18)に対して、「18)に対して 送それ自体の運賃率を確定するようになさるべきである は、 みられる時には、 が諸州間の全行程にまたがる物資の輸送に対し適用 それは非常に公正で公平であるといえる……しかしそれ さるべきではない」。そして本件に ……諸州間の通商の自由に及ぼす有害な影響は…… は排他的に国会にありとして、 州法を無効としたことである。 それゆえ さらにその上に駄目を押すようにミラー判事は次の 州 境を越える「これは全国的性格の通商」 玉 [家的規制が要求される] として、 この種の原理および各諸州 要するに州際通 州の警察権能を深刻 関わる 輸送は全国 の原理は 商規 であり、 イ 内で始 リノイ 看過 が試 1 制 ょ 商 的 削

と。それは州際通商と州内通商との明確な区別であり、る。「諸州にまたがる通商の一部を構成する輸送に対し、る。「諸州にまたがる通商の一部を構成する輸送に対し、た州法は法的に有効であるとの考えが、当法廷の熟慮のた州法は法的に有効であるとの考えが、当法廷の熟慮のた州法は法的に有効であるとの考えが、当法廷の熟慮のた州法は法的に有効であるとの考えが、当法廷の熟慮のた州法は法的に有効であるとの考えが、当法廷の熟慮の一部を構成する輸送に対し、と。それは州際通商と州内通商との明確な区別であり、さらに附言して、合衆国最高裁の姿勢を一層明確にしている。

であった。(5)への道を拓いた。その結果の一つが、前述の州際通商法への道を拓いた。その結果の一つが、前述の州際通商法 従来信じられていた州警察権能を全面的に否定して、経 定的に破棄し、州の権限を深刻に弱体化させ、連邦規制 済的ナショナリズムを打ち出した。ともあれ同判決は、 かつ州際交通の各州内部分についての統制権を有すると マン判決およびその他のグレンジャー諸判決の原理を決

- 1 Swisher, op. cit., p. 407
- 2 Mason et al., op. cit., p. 190
- 3 Kelly and Harbison, op. cit., p. 516.
- $\widehat{4}$ Mason et al., op. cit., pp. 190, 206-207; Kelly and Harbison, *op. cit.*, p. 516. (1877); Brown v. Houston, 114 U.S. 622 (1885); "Granger" cases, 94 U.S. 77, 155, 179, 180, 187
- $\overbrace{5}$ Collins, op. cit., p. 148.
- clause)」または「共通作用条項(co-efficient clause)」 McCullock v. Maryland, 4 Wheaton 316 (1819). ≥ さらには「柔軟条項(elastic clause)」と呼ばれる重要 適当条項」もしくは「黙示的権限条項 (implied powers な条項。この 条項 に 関しては マーシャル最高裁長官が 合衆国憲法第一条第八節十八項。いわゆる「必要かつ

四二(四二)

おいて判示した見解がしばしば引用される。これに対し かつ適当」と解すべしとの見解があるが、大勢はマーシ 州の権限を重視する立場から「絶対的に、必要にして、 ャルの解釈を支持する。

- (7) McCloskey, op. cit., pp. 122-123. なおアメリカ連 tions (1982). the American Federal System (1966); Deil S. Wright, Understanding Intergovernmental Rela-Goldwin (ed.), A Nation of States: Essays on 津晃他著「アメリカ史を学ぶ人 の た め に」世界思想社 って《二七五一二九七頁。次も有用である。Robert A. (一九八七年)、第十二章今津 /連邦体制論の展開をめぐ 邦体制考究については今津晃のすぐれた指摘がある。今
- (∞) Kelly and Harbison, op. cit., p. 514.
- 9 詳しくは次をみよ。 Mason et al., op. cit., pp. 144, 186, 187, 188, 196, 237, 297 (Gibons); 142, 189, 203 (Cooley). See also McCloskey, op. cit., p. 124. 9 Wheaton 1 (1824); 12 Howard 299 (1851). おね
- 10 B. Morris and Henry S. Commager (ed.), Encyclopedia of Amrican History (1965), pp. 258-259. Kelly and Harbison, op. cit., pp. 517-518; Richard
- (1) Wabash, St. Louis, and Pacific Railway Co. v. lllinois, 118 U.S. 557 (1886)
- (\mathfrak{A}) Mason et al., op. cit., pp. 190, 225

- (3) たとえば次の諸事件。Cincinnati, New Orleans, and Texas Pacific Railway Co. v. I.C. C., 162 U. S. 184, 196 (1896); United States v. E. C. Knight Co., 156 U.S. 1 (1895). See also Swisher, op. cit., pp. 418-419, 429-430, 509; McCloskey, op. cit., p.
- (4) *Ibid.*, p. 126.
- (与) Mason et al., op. cit., pp. 190, 225; Kelly and Harbison, op. cit., p. 517.
- (17) Mason et al., op. cit., p. 225. 傍点引用者
- (2) Kelly and Harbison, op. cit., p. 517.
- S. Commager (ed.), Documents of American History, 2 vols. (8th ed., 1968), II, pp. 129-132. なお なわまり です。 Kelly and Harbison, op. cit., p. 518.

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

(七) 州際通商委員会と合衆国最高

要な法とみることは可能である。 要な法とみることは可能である。 要な法とみることは可能である。 のためこのプール禁止条項を「独占禁止」に関する重 を防止して公正な料金の形成を期待することにあった。 を防止して公正な料金の形成を期待することにあった。 を防止して公正な料金の形成を期待することにあった。 を防止して公正な料金の形成を期待することにあった。 要な法とみることは可能である。 要な法とみることは可能である。

いなかったが、同法違反と認められたどの運送業者に対際通商委員会は、先ず前述した州レヴェルにおける類似際通商委員会は、先ず前述した州レヴェルにおける類似際通商委員会は、先ず前述した州レヴェルにおける類似際通商委員会は、先ず前述した州レヴェルにおける類似のなかったが、同法違反と認められた五人で構成される州同法を施行するために設置された五人で構成される州同法を施行するために設置された五人で構成される州

四三(四三)

しても停止命令を発する権限を有していた。

関は事実上、 拠を集め、 述べている、「同委員会 および それに続く類似の行政機 ことを指摘して著名な憲政史家はいみじくも次のように 府の三権力部門の各領域を横断するものであった。 法権を有したのであり、 価を基盤にして発布された。 のみならず、それらは公共の利益・公共政策と、 らである。 類似する若干の機能を有した、すなわち審理をなり 務を有していたからである。また同委員会は司法部門に った。大統領により指名され、 少なくとも理論上は、同委員会は行政部門の一つであ さらに同委員会の行政命令は法的効力を持つ 法廷命令と同等の効力のある判示を行ったか 、権力分散という原理からの根本的離脱を象 かくて同委員会はまさに連邦政 その意味において擬似的立 かつ同法の施行をなす義 その対 この 証

その要因があったということである。との要因があったというというという建国以来の、いわゆる二元的連邦主義からはおっという建国以来の、いわゆる二元的連邦主義からはおっという建国以来の、いわゆる二元的連邦主義からはおっという建国以来の、いわゆる二元的連邦主義からはおっという建国以来の、いわゆる二元的連邦主義からはおっというを関いません。

ど、合衆国憲法を中心にした訴訟は修正第五条に保障された権利、 みがよくこれに対応しうるような高度に複雑で技術的 展開された と、それに対抗して防禦的攻勢をとった鉄道側との間 諸問題が継起していたのである。 さらには運賃率の決定といった法的・経済的に 農民或いはその利益を 反映 し た 州議会のアクシ 合衆国憲法を中心にした訴訟合戦が繰返えされた。 一連の闘争は、 修正第十四条を武器に、 通商条項、 契約条項な 専門家 或 3 15 に ン

の会期は通年ではない反面、 期待されえなかっ 攻勢は四六時中、 に絡みあった法的・ うる希望があり、国会議員たちは政治家であったとして も決して専門的エキスパートではない。 スペシャリストのみがこれら諸問題 た。 やむことはなかっ 経済的全体像の内容を把握するなど しかも国会或いは州議会での彼ら 鉄道お抱えの専門家による たのである。 の幾つか 彼らには 17 運賃率 従って 対応

は専門委員に委ねることであった。ことであり、一方無数の行政的諸問題の内容理解と解決国会のなしうるすべては、政策の幅広い原理を設定する

意見を探る。
(5)
無別の方法では従来いく分か軽視されすぎてきた判決のは一八九六年、州際通商委員会が被告となった事件であるが、ここでは従来いく分か軽視されすぎてきた判決のは一八九六年、州際通商委員会が被告となった事件で裁判所の妨害に出会った。その妨害例としてあげられる機関の方法を

正した。本件はミネソタが州法によって鉄道・なった事件において、マン判決のドクトリンを 会を設立し、 拘束力なしとしたことはなかったが、 委員会の権限剝奪は、 定める権限を附与したことから始まった。 連邦の通商委員会に相当するミネソタ州鉄道・ で事実調 していた。 八九〇年三月、合衆国最高裁はミネソタ州が被告と この州法が違憲である旨判示した。 かつ同委員会に対し平等で合理的な運賃を 先ず州際通 査機関 最高裁は州際通商法のどの部 たる 来るべき連邦通商委員会の マン判決のドクトリンを完全に修 権 商委員会から運賃率設定権 威を削 で 一連の同法関連事 州段階ではある つ 合衆国最高裁 分をも法的 倉庫委員 そ れは 運 倉庫 を 命を

の積極的な同委員会権限否定の意見で完成をみる。(8)八九六年シンシナチ等鉄道事件におけるシャイラス判事

領域ではない。「司法的調査」 件によって州際通 の進出ぶり、 する権限は の司法部門の進出 域であるとされたからには、 は、ブラドレー、グレイ、ラマール各判事によれば ついてのみ委員会に権限を与えた。そして合理性 は、判断の要素を含む事柄、すなわち運賃の「合理性」 ができないとの原理に反する。またミネソタ州法の場合 して議会の大権の一つを 与えようと 試みた もので シカゴ事件では する道を開い 本質的に異なった原理を展開し、さらに司法部門が突出 (州) 運 またシカゴ等鉄道事件の重大性は、 そのこと自体、議会はその大権を他に附託すること 賃率の合理性判断に 議会が すなわち判示領域の拡大は必至であっ た点で、 同委員会の命令による (州)法によって最高運賃額を決定した。 その権限が排他的にこのように司法の領 の問題である以上、 (州) 議会が委員会を創設し、それに対 が明確 商委員会権限の削除、 決して見過せない。 に ついては、 打ち出された。 この判決後の合衆国最高裁 さらにシンシナチ事 一通商委員会の それ 1 それと見合って 1 マン事件では がマン判 合理性を判 決定権 極 の 管轄 あっ 8 問 た。

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

四五(四五)

四六

四六

史

て適正 ば 判断をさし控える代りに、自らでレートを決定するなら がおこりかつ事実が発見されるまではレートにつきその 同委員会の機能はこれらの事実を検討し、それらに対し る特定レー 主張するような権限は、 たシャイラス判事の意見は次のようである。委員会側 必然的に含意され 的であると判断されたもの」にすぎない、と。 その な重味を与えることにある。 レートは委員会によって十分に審理せずに合理 トの合理性は ているとの主張に対し、 「必らずしもそうではない」。 「事実いかんによるのであり、 もし委員会が、 判決文を書 問題 或 0 6)

今や入手しおわった。 認めら を大いに弱化させた。 定の権限を与える条項が全く見当らぬとして、 は必然的 するのみの存在にまでなった。 かくて合衆国最高裁は、 ら(2) 企業(1) た」のである。委員会の権限が削減されていった何らか効果的な性格のある事柄をなす権威を奪わ 同委員会は な含意」のいずれにおいても委員会に運 はこの判決に かくて修正第十四条 「今やレ 一年後にハーラン判事が述べ ポートを作成 先立つ丁度十年前に 州際通商法には「明示的 そして司法の判断 通商条項の主要武器を Ų 抗議書 ていった反 「人格」を その権 「を提 賃率 K た如 よっ また 出 威 決

> 道事件と相ついで州際通商委員会が提訴したこと、八九七年、対シンシナチ鉄道事件、同年、対アラバ 判定された諸会社は、今や州法による規制 つ、 それまでは原告として常に州 の命令のいずれにも服 て悉く敗訴したことがそれである。 のことは政府側原告の以下の諸事件に明らかである。 勢の立場に位置した。原告・被告はまさに逆転した。 をかけたのだが、 側はその時点では、 鉄道、 一見、 もしくは従前の諸判決で「公共的性格 守りのようにみえるが、 今や逆転して政府側の提訴を受けて立 いわば私権を守るという防禦的攻撃 する忍従的立場をとらな ・連邦権威を告訴した企業 実体的には攻撃的 同年、 対アラバマ鉄 州際委員会 三の かっ 企業と そし そ

し、巨大な財力、有能な弁護士団、買又」と、(3)、義の大行進」から仕かけられた「既得権への・ であった。委員会は広報機関と殆んど差のないまでに はあったが、 会の提訴、また人民による過激な「社会改革」、「共産 している。 た企業側の積極的な反撃ないしは攻撃と、 これら諸判決は、好ましからざる州法、 一方、 巨大な財力、 州際通商委員会は折にふれて命令を出すこと 彼らの有した それが合衆国最高裁で支持されることは稀 有能な弁護士団、 資力と 法的武器は 買収した政界を擁し その勝利を示 州 豊か 攻撃」 際通 で 商委員 に対

注

- (-) Kelly and Harbison, op. cit., p. 518.
- (2) *Ibid.*, p. 519. 傍点引用者。なおこのような原理「逸脱」説は特に法曹界から強く指摘された。たとえば修正第十四条に絡んだ一つの合衆国最高裁判決、一つのニューョーク州裁における判決でのペッカム判事の少数意見、すなわち *People* v. *Budd*, 117 N. Y. 1, quoted in Charles C. Marshall, "A New Constitutional Amendment," 24 *American Law Review* (1890), pp. 909-910. 914.
- op. cit., p. 225.(3) 適法手続きの保障、自己に不利な証言の拒否、補償な
- (4) Collins, op. cit., p. 131; Kelly and Harbison, op. cit., p. 519.
- (い) McCloskey, op. cit., pp. 126-127.
- (Φ) Chicago, Minneapolis and St. Paul Railroad Co.
 v. Minnesota, 134 U. S. 418, 457 (1890); Swisher,
 op. cit., pp. 402-403; Marshall, "New Constitutional

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

Amendment," p. 930 n. 1.

- 194 U.S. 25 (1904).
- (∞) Cincinnati, New Orleans, and Texas Pacific Railway Co. v. Interstate Commerce Commission, 162 U.S. 184 (1896). 運賃率設定権剝奪は次の個所にある。 Ibid., p. 196. See also Kelly and Harbison, op. cit., p. 519; Swisher, op. cit., pp. 418-419.
- (Φ) Marshall, "New Constitutional Amendment," p. 929.
- (10) 後出一八九七年、対アラバマ鉄道事件の少数意見とし(10) 後出一八九七年、対アラバマ鉄道事件の少数意見とし
- (11) Santa Clara County v. Southern Pacific Railroad Co., 118 U.S. 394 (1886); Mason et al., op. cit., p. 306; Collins, op. cit., pp. 127-128. なお「法人」格は次の諸判決により強化、再確認されている。 Minneapolis and St. Louis Railroad Co. v. Beckwith, 129 U.S. 26 (1889); Pembina Mining Co. v. Pennsylvania, 125 U.S. 181 (1888).
- Interstate Commerce Commission v. Cincinnati, (12) 前年一八九六年とは、まさに当事者関係が逆転した。

四七(四七)

四八(四八)

New Orleans, and Texas Pacific Railway Co. (1897). ねよび Interstate Commerce Commission v. Alabama Midland Railway Co. (1897). が好例である。See also Kelly and Harbison, op. cit., pp. 520-591

(2) Collins, op. cit., pp. 130-131; McCloskey, op. cit.,
 p. 127.

八) おわりに

象しているといって差支えない。その両者はいずれもア 関係を捲きこんで扱われざるをえなかった。 の両者の歴史が内戦後今日までのアメリカ史の流れを表 側面に 要な事件は、黒人の市民的自由であれ、企業の利害であ 第十四条採択後、 のうち三十七件が連邦介入がらみであるが、 もしくは 不利な 判決 となっている(第二表)。 めまでに、修正第十四条がらみの五十五件が 州 メリカの国体についての深刻な検討を求めてきた。 修正第十四条と州際通商法は、 それへの州の規制であれ、 かかわる訴訟の有力な源となっている。実際、 それに基づいておこされたすべての重 何らかの形で州=連邦 合衆国憲法のあらゆる 今 世 いずれも企 ح の 敗訴 紀始 れ 修正 ح ら

業有利の判決である。 すなわち 七十八パーセント に 当業有利の判決である。 すなわち 七十八パーセント に 当業有利の判決である。 すなわち 七十八パーセント に 当

うとした点にある。しかもこのような姿勢は法曹界によ自由放任主義の前に従属的になるよう強引に位置づけよ ずれに大きな配慮を傾けていたか断言するのは可成り困 って、ほとんど全的に支持されたものである。(3)うとした点にある。しかもこのような姿勢は法曹界によ 難である。 権限を縛るような諸判決を表層的にみて、 主要関心事は「自由放任主義 の 原理 を 守る」ことであ の価値尺度がナショナリストもしくはローカリスト り、ナショナリスト、 ただ通商に対して、 しかし確実に言えることは、 州の警察権能や州際通 ローカリスト双方の論理ともに、 合衆国最高裁の 合衆国最 商委員· 高裁 Ó

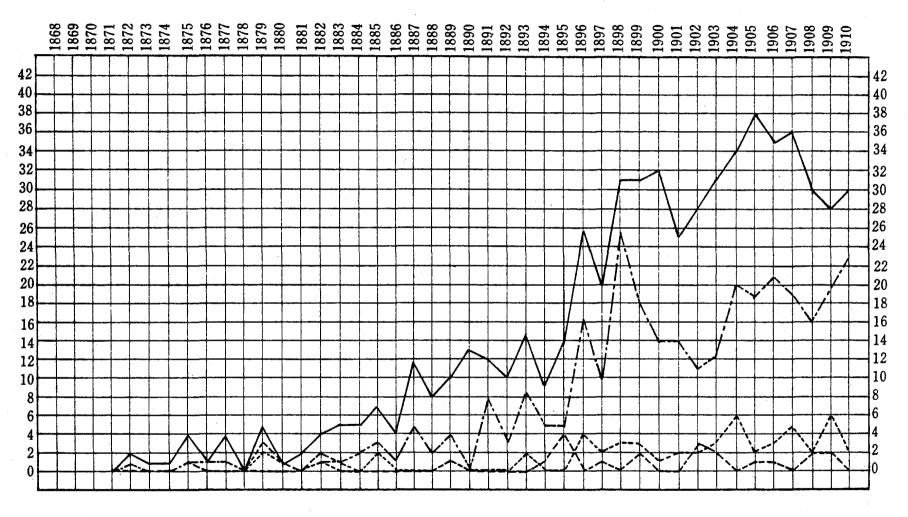
○二件にのぼる(第三表)。しかも連邦干渉の問題につ達している。そのうち州警察権能に関するものは実に三に合衆国最高裁にまで持ちこまれた件数は総計六○四に修正第十四条の下で連邦問題に関し、今世紀初頭まで

第3表 最高裁が修正第14条で判断した件数,係争事項,当事者 1868-1910

合最衆国裁			争た動野 わ州の れ活分				修14下邦問 正条の関題 第以連係					第の一別審		最 決 終 判				当事者	
+	件	警	収	課	訴	市民		適		法の	州	連	州	州	実	少	企	黒	
月		察権	用	税	訟手	の特権と免除		適法手続 ~		の平等保	裁判	邦裁判	の勝	の敗	体審理、	数 意	業法		
期	数	能	権	権	続	免除	生命	自由	財 産	護	所	所	訴	訴	せず	見	人	人	
1872 1873 1874 1875 1876 1877	2 1 1 4 1 4	1 1 1 1 2	2	1	1	2 1 1 2	:	1	1 1 2 1 4	1 2 1 1	2 1 1 2 1 4	2	2 1 1 4 1 4			2 1 1 1	1 1 1 1	1	
1878 1879 1880 1881 1882	5 1 2 4	2 1 1 2		1	2	1	2	2	1 2 1	4 1 1 3	4 1 2 3	1	3 2 3	2 1 1		$\frac{2}{1}$	1	3 1 2	
1883 1884 1885 1886 1887	5 5 7 4 12 8	2 3 3 3 10 4	2	1 1 1	3 3 3	1 1 1	2	$\begin{array}{c} 1\\2\\1\\2\\1\end{array}$	3 1 5 2 8 7	3 4 3 8 4	3 4 5 7 4 12 8	1 1 1 2	5 5 5 4 12 8	2	1 1 1	3 1 1 3 2	1 2 3 1 5 2	1	
1889 1890 1891 1892 1893 1894	10 13 12 10 15 9	3 8 9 4 9 6	1 1	3 2 1 2 1	4 5 3 4 3	2	3 2 2 1 1	1 10 2 1 2 5	8 6 9 5 10 2	7 2 5 4 6 3	10 13 11 9 14 7	1 3 1 3 1 2	9 13 12 10 13 9	2	1 1 1 3 1	2 2 2 2 2	8 3 9 5	1.	
1895 1896 1897 1898 1899 1900	14 26 20 31 31 32	7 13 7 11 15 12	2 2 1 1 2	2 5 7 15 6 13	4 6 5 4 8	1 2 1 3 1	1 2 2 2	8 7 7 1 4 6	8 20 14 28 23 20	7 9 13 14 10 16	10 24 16 30 26 25	4 2 5 1 5 7	14 22 18 28 28 31	4 2 3 3 1	2 6 3 9 11 8	4 6 5 14 5 13	5 17 9 26 18 14	4 1 2	
1901 1902 1903 1904 1905 1906	25 28 31 34 38 35	11 10 18 12 23 17	2 4 1 2	10 7 7 11 7 6	5 11 8 10 7 9	2 3 3 1 3	1	3 5 10 6 8 8	17 16 24 23 24 28	14 14 14 10 14 15	21 25 22 25 25 25 27	4 3 10 9 13 8	23 26 28 28 36 32	2 3 6 2 3	5 8 9 4 7 4	5 8 5 15 10 7	14 11 13 20 19 21	3 2 1 1	
1907 1908 1909 1910	36 30 28 30	20 16 10 24	1 1 2	9 4 11 5	9 10 6 0	4		6 10 7 8	27 25 20 25	16 12 13 20	30 21 25 20	6 9 5 10	31 28 22 28	5 2 6 2	6 12 6 1	9 8 8 3	19 16 20 23	2 2	
総計	604	302	27	144	146	40	24	128	423	273	497	121	549	55	112	155	313	28	

Collins, op, cit., p. 125.

第4表 修正第14条により合衆国最高裁が判示した全件数の略表



 Collins, op, cit., p. 207.
 判決総数
 ………
 連邦の積極的干渉が勝訴の場合

 ー・ー・ー
 企業法人が当事者の場合
 ---- 黒人問題関係の判決

は、 分の 機が何であれ、 商関係件数の増大によってさらに増幅された。 最高裁にとっては「重荷」となった。その負荷は州際通 さらに累積を加えるという意味で、 数多くの、 を迫った。修正第十四条 がらみで 着実に 増加した 件数 合衆国憲法問題を含んでいた。それゆえ事件の内容と動 民法上の事件ではなく、常に国体に絡まる事項すなわち つ いては、 た それは未決件数を増し、次の法廷会期にくりのべし 明らかに最高裁の年間処理能力を越えた。それだけ (第三表)。 以上に当り、 一五五回もの強力な少数意見を伴なう判決であ すなわち企業側の激しい攻勢があったのであ それらは合衆国最高裁に対し慎重な審理 それは 右期間 しかもそれらはすべて単なる刑 中になされた 全判決の 少なくとも同修正は 法 四

持っている。 修正第十四条は合衆国最高裁にそのエネルギーを費消 修正第十四条は合衆国最高裁にそのエネルギーを費消

をはかり、弱い公判維持能力の相手方が失意のうちに訴企業はその豊かな財力と人材を動員して公判の長期化

リス事件の推移に見てとれる。しかも合衆国最高裁た。それは端的にたとえば一八九六年のガルフ鉄道 的闘争は、富者に対する貧者の戦いになるであろう。戦な他の攻勢への足がかりにすぎない。そして我々の政治 企業の保護者になっていた。 判事の意見は 実に 業に対し好意的であった。ポラック事件でのフィ う」。かくて合衆国最高裁は 適法手続きを 扱って、 はその端緒にすぎない」、「それはより大きく、より広汎 訟を取りさげざるをえないようにすることも可能 印象的である。「資本への現下 しかも合衆国最高裁は企 の攻撃 であ 1 ルド 対

廃棄さえ試みられた。(8) において示されていたが、 決をみれば明々白々である。 衛に好意を示すに至った例は、 定をみるに及んで、 の三判決(一八一九年、一八二四年、 も連邦法が優先的であるとのドクトリンはすでに内戦前 さらに同最高裁が自由放任主義すなわち企業利益 州による経済規制権の縮小、 さらに戦後は州際通商法 この領域において州法より 通商条項にかかわる諸判 および一八五一年) 時には の制 0)

うであったか。修正第十四条制定の意図が何であったに然らば優先権を確認・保証された連邦議会の権限はど

ては、 最高裁によって抑止されたからには、 ができる-すなわち合衆国最高裁は修正第十四条の運用 は悲観的な状態にあることを認識せざるをえなかった。 国会も今や修正第十四条新解釈の下では、 しろ、 意図を持つ場合にでも。 改革案に参入する権限も与えられてはいな て誕生させられたの が無効になるのを防止することもできなければ、 若干の領域における州の立法行為を抑止すること それ が 內戦後 それが如何に州内の福 の は疑問 圧 そして連邦政府のどの部門も右 一倒的 の余地が に国会優位時に、 祉向上を狙った立法 ない。 あたらかかる良き 連邦の規制権 如何によっ しかしその そ れ K ょ 州

響力を持つ。 渉権限を与えている。 衆国最高裁を通じて連邦政府に対しほとんど無制限 正第十四条の下で与えられていない。 は 威 この点に修正第十四条と州際通商条項の運用時におけ の絶対的停止に追いこまれることがある。 州の内的諸事象を規制するような法律の制定権 違点がある。 な 6 抑止される。 から、 州はその活動を或るラインにお 州は無援のまま立法活動を抑圧され それは次のように理解され そして連邦側には干 この連邦介入権は非常に顕著な影 確かに同 渉権! 限以上 よう。 63 修正 或る特定 7 抑制 のも 国会 は合 を修 の干 州 b

> 出された。
> 出された。
> (9)
> より阻害されることなく自由に活動しうる影の領 である。 に対して、 生んだ。 第十四条下の連邦介入は右の状況を不可避的結果として なければ夜でもない黄昏のような領域を創 れがいみじくも「たそが されずに行動しうる幾つかの領域を持つことになる。 くて連邦も州も何ら肯定的行為がとりえない領域を持 の 経済的、 それは州、 法の枠をこえた所に、 企業は国会および州議会のいずれからも干渉 社会的領域にお 連邦両政府の間に、 れ の領域」と呼ば (₁) ては 富の権力が人民の意志 州 は 無力化 あたかも昼でも 設した。 れてきたも され る。 修正 が つ 0

作出 会を通じて、 あり落着していない条件下にあっては、 通 この点においては矯正 東力なしと判示された場合、 が合衆国最高裁によりそれを抑止されたり或いは法的 正第十四条下の国会権限とは異なる側面を有している。 に対して肯定的立法を発議することができる。 商条項をめぐって州、 合衆国憲法の州際通商条項においては、 したトワイライ 州が悪に対しそれを矯正すべく立法 1 の 連 「可能性」 邦 1 州が望んでいた矯正 ン 両 政 は縮小されることはなか 府間 はある。 の 関係 修正第十四 連邦政府 が未 しか そこに修 決定で 的 州際 行為 は

なかったのである。持つ州際通商委員会に合衆国最高裁は決して好意的ではった。そして前述したように擬似的にしろ三権力を併せった。

社は黒人に対し隔離すれども平等の設備を準備すべしとじそれ、ですす。――、 裁に認めさせた。(11) 邦政府による規制にも絡むものであった。 正第十四条であっても、 た訳である。 ン判事の少数意見を伴ないはしたが、 本件と六年後のプレッシー事件といずれの場合もハーラ じそれ、 を求める法を、 州際通商に影響するにもかかわらず機関手にライセンス 完全に衰退した訳ではない。一八八八年アラバマ 事実上無意味になっ 州際通商法が制定された後、 の 州通商規制法をしりぞけた。 八七七年から一八八六年にかけて合衆国最高裁は十 対ファー 1 ジ すなわち同州内における旅客運送に際し鉄道会 ア これらのことは法の平等保護を規定した修 、ナ両 ガソン事件で争われたルイジアナ州法と同 州警察権能による規制として合衆国最高 一八九〇年ミシシッピ州は後年プレ 州法」 たが、 或る経済的、 は右最高裁の正式是認をうけ 運輸に影響する州警察権能が 州による鉄道運賃率規制 そのうち二件のみが連 これらミシ 社会的領域では 一八八七年に 州 は ッ ッ は

> かった問題であることを示している。 (3) 連邦国家にあっては「州権」は決して止むことを知ら 業問題にその主役の座を譲ったが、 を示している。 て至高法たる合衆国憲法といえどもそれを侵せない 純粋に州内通商規制 確かに内戦後、 には州警察権能が優先するの 連邦=州関係は連 L かし合衆国 邦 で の 如 とと あ 企

ある、 ない」。アメリカは開化した 国家として その奴隷制の闘争であった。財産問題は階級間の闘争であるに要な歴史を、提供、しうる要素がある。奴隷制は地要な歴史を、提供、しうる要素がある。奴隷制は地 はド た。 トラストと言えるが、 代の幕あけを告げた。 止した時、 問題よりもその重要さにおいてそれを凌ぐ諸要素…… にある問題は私的財産のそれであった。 人的自由のそれであった。 コ て然るべきであるが、 ースとしてアメリカ政治史における最初の大問題 レッ そして内戦後、 法制史家の次のような結論部分は多くの批判を受け アメリカは開化した 国家として その奴隷制を廃 ۲ 続けて言う、 後遺症を残しながらも一つのエポッ ス コ ット判決で以て 財産権問題がアメリカ史に 確かに それはまさに閉幕と開幕との すなわち内戦前 かしそこには重要なパ そして次にアメリカ人民 興味深い。 奴隷制闘争 奴隷制は地域間 後者には奴 「合衆国最 曰く、 ラレ クを閉じ への 一つの コン 違 の は ル が

合衆国憲法修正第十四条と州際通商条項

のである。

(15)
のである。

(15)
のである。

(15)
のである。

(15)
のである。

(16)
のである。

(17)
のである。

(18)
のである。

を関いている。 を関いている。 を関いている。 を関いている。 を関いてののでは、 を関いてののでは、 を関いでの人が解決、 もしくは、 を関いでである。 を関いでである。 を判決とも「より高次の法」、つまり 奴隷制問題 にある。 を判決とも「より高次の法」、つまり 奴隷制問題 にある。 を判決とも「より高次の法」、つまり 奴隷制問題 にある。

注

- (1) Collins, op. cit., p. 155.
- (α) McCloskey, op. cit., p. 127.
- (α) Marshall, "New Constitutional Amentment," pp. 928-929.
- (4) Collins, op. cit., pp. 153-154, 159-160.
- (15) Gulf, Colorado, and Santa Fe Railway v. Ellis,

- 165 U.S. 150 (1896). See also Collins, *op. cit.*, pp. 132-133.
- (6) Kelly and Harbison, op. cit., p. 540. 傍点引用者。See also Swisher, op. cit., pp. 445 ff; Mason et al., op. cit., pp. 34, 276, 283, 310, 312. 本件は各種の財産から得られた収入に対する課税を定めた一八九四年の国会法の合憲性を問うものであった。一次審理(一八九五年四月)と二次審理(一八九五年五月)を 有して いる。Pollock v. Farmers' Loan and Trust Company, 158 U.S. 601; 1108 (Rehearing, 1895).
- (r) McCulloch v. Maryland, 4 Wheaton 316 (1819);
 Gibbons v. Ogden, 9 Wheaton 1(1824); Cooley v.
 Board of Wardens, 12 Howard 299 (1851).
- (∞) McCloskey, op. cit., pp. 124-125; Collins, op. cit.,
 p. 159; McLaughlin, op. cit., p. 528.
- (Φ) Collins, op. cit., pp. 133-134
- (2) *Ibid.*, pp. 159-160.
- (11) Smith v. Alabama, 124 U.S. 465 (1888)
- (2) Louisville Railway v. Mississippi, 133 U.S. 587
- (1890). See also Mason et al., *op. cit.*, pp. 191, 597
- (3) McCloskey, op. cit., pp. 101-103.
- pp. 930-931. 傍点引用者。但しより正しくは、奴隷制問(4) Marshall, "New Constitutional Amendment,"

(15) *Ibid*. (15) *Ibid*.